

第3章 公害防止協定

第1節 公害防止協定

公害防止協定は、法律、条例による画一的な規制でなく、地域の実情に応じた規制措置ができるなど、法律や条例を補完する意味で自治体において有効な規制手段となっている。

本市においても、主として排出負荷量の多い大手工場や有害物質を取り扱う事業場を対象に、市条例第72条の規定に基づき公害防止協定の締結を行なっている。

第2節 締結の経過

昭和50年3月に協和興業㈱のコンクリートプラント建設に伴い同社と市並びに地元住民の3者で締結した協定を手初めとして、51年11月には大手10社、52年9月及び12月には中堅11社との間で協定を締結した。更に、かねてから懸案となっていた大津板紙㈱と、54年7月に協定を締結するに至った。

その後、これらの協定が53年度を達成年度としていたことや、56年7月琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例による窒素・りんの排水基準の適用、大気汚染防止法改正による窒素酸化物規制の順次追加等の背景から56年6月に締結事業場のうち17事業場との間で見直し協定の締結を行った。そして、59年12月大津板紙㈱と発電ボイラーの設置に伴う見直し協定を締結し現在に至っている。

なお、協定締結後、2社が市外移転し、2社が合併したのに伴い、協定締結事業場は20事業場である。

公害防止協定締結事業場の一覧を次に示す（協定書本文は資料 5）。

協定締結事業場一覧表

事業場名	締結年月日	見直し締結年月日
協和興業(株)	50年3月19日	
東レ㈱滋賀事業場		
東レ・デュポン(株)		
東レエンジニアリング(株)滋賀事業場		
梶田工業所		
日本電気硝子㈱大津工場	51年11月1日	56年6月26日
関西日本電気㈱大津工場		
日本精工㈱大津工場		
鐘淵化学工業㈱阪本工場		
三洋電機㈱家電事業本部		
東レ㈱瀬田工場		
東洋紡績㈱総合研究所	52年9月12日	
近江鍛工(株)		
日伸工業(株)		
日本黒鉛工業㈱石山工場		56年6月26日
大津電機工業(株)	52年12月23日	
日本黒鉛工業㈱瀬田工場		
島津金属精工(株)		
京滋畜産(株)		
大津板紙(株)	54年7月23日	56年6月26日 59年12月26日

第4章 苦情の処理

自動車交通騒音調査結果

(昭和60年度)

道 路 名		一般県道 大津湖岸線	国 道 161号	国 道 1 号	国 道 1 号	一般県道 仰木浜大津線
測 定 場 所		膳所城跡 公園プール	雄琴市民センター	大津市営 葬儀事務所	島津金属工業	滋賀市民センター
都市計画法の 用 途 地 域		第2種住居 専用地域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	第1種住居 専用地域
車 線 数		4 車 線	2 車 線	2 車 線	2 車 線	2 車 線
車道端からの 距 離 (m)		3.5	5.9	2.9	4.0	4.6
騒音調査月日		9月9日(月)11時 ～14日(土)10時	7月22日(月)11時 ～27日(土)10時	9月2日(月)11時 ～6日(金)17時	7月22日(月)12時 ～27日(土)11時	9月2日(月)10時 ～6日(金)15時
騒 音 レ ベル (ボン)	朝	62	66	72	69	53
	昼 間	70	70	71	67	65
	夕	67	69	70	67	63
	夜 間	54	63	66	65	50
交 通 量 調 査 月 日		9月10日(火)10時 ～11日(水)9時	7月24日(火)13時 ～25日(水)12時	9月3日(火)10時 ～4日(水)9時	7月23日(火)9時 ～24日(水)8時	9月4日(火)10時 ～5日(水)9時
交 通 量 (台/日)		28,764	33,180	37,410	32,790	13,950
大型車混入率(%)		5.6	14.9	17.8	22.6	3.7
要 請 基 準 (ボン)	朝	70(○)	70(○)	70(×)	70(○)	65(○)
	昼 間	75(○)	75(○)	75(○)	75(○)	70(○)
	夕	70(○)	70(○)	70(○)	70(○)	65(○)
	夜 間	60(○)	65(○)	65(×)	65(○)	55(○)
環 境 基 準 (ボン)	朝	55(×)	60(×)	60(×)	60(×)	50(×)
	昼 間	60(×)	65(×)	65(×)	65(×)	55(×)
	夕	55(×)	60(×)	60(×)	60(×)	50(×)
	夜 間	50(×)	55(×)	55(×)	55(×)	45(×)

(注) 1.要請基準及び環境基準の欄中○印は適合、×印は不適合を示す。

2.朝：6時～8時、昼間：8時～18時、夕：18時～22時、夜間：22時～翌日6時

(昭和61年度)

道 路 名		一般県道 大津湖岸線	国 道 161号	国 道 1 号	一般県道 仰木浜大津線
調査場所		膳所城跡 公園プール	雄琴市民センター	大津市営 葬儀事務所	滋賀市民センター
都市計画法 の用途地域		第2種住居 専用地域	商業地域	準工業地域	第1種住居 専用地域
車 線 数		4 車 線	2 車 線	2 車 線	2 車 線
車道端からの 距離 (m)		3.5	5.9	2.9	4.6
騒音調査月日		9月1日(月)16時 ～6日(土)15時	7月22日(火)13時 ～27日(日)12時	9月1日(月)14時 ～6日(土)13時	7月22日(火)13時 ～27日(日)12時
騒音 レベル (ボン)	朝	63	66	71	59
	昼 間	71	69	71	67
	夕	71	69	70	66
	夜 間	55	63	68	51
交通量調査 月 日		9月3日(火)9時 ～4日(木)8時	7月23日(火)13時 ～24日(水)12時	9月2日(火)11時 ～3日(水)10時	7月23日(火)10時 ～24日(水)9時
交通量(台/日)		28,890	33,774	36,732	15,294
大型車混入率%		5.0	11.9	20.5	3.0
要請 基準 (ボン)	朝	70(○)	70(○)	70(×)	65(○)
	昼 間	75(○)	75(○)	75(○)	70(○)
	夕	70(×)	70(○)	70(○)	65(×)
	夜 間	60(○)	65(○)	65(×)	55(○)
環境 基 準 (ボン)	朝	55(×)	60(×)	60(×)	50(×)
	昼 間	60(×)	65(×)	65(×)	55(×)
	夕	55(×)	60(×)	60(×)	50(×)
	夜 間	50(×)	55(×)	55(×)	45(×)

- (注) 1. 要請基準及び環境基準の欄中○印は適合、×印は不適合を示す。
 2. 朝：6時～8時、昼間：8時～18時、夕：18時～22時、夜間：22時～翌日6時

(5) 名神高速道路

昭和38年開通後、住民からの騒音苦情に対し、本市では24時間騒音調査等を行い、自動車騒音の要請基準を一つの目安に日本道路公団側に防音壁の設置を要望している。62年1月末現在、沿線12.1km（トンネル部分0.7kmを含む）のうち防音壁が延べ9.0km設置されており、又55年度からは高さ約3mの改良型防音壁の取り替え工事も進められている。

一方51年度から開始された民家の防音助成工事（いわゆる65ホン対策）も51年8月1日以前に建築された家屋に対してこれまで116戸が適用を受け工事が行われている。

60年度、61年度に行った名神高速道路の騒音・振動調査結果は次のとおりである。

（単位：騒音（ホン）、振動（dB））

調査場所	調査日	騒音レベル				振動レベル		用途地域
		朝	昼間	夕	夜間	昼間	夜間	
瀬田3-1-24	61年1月8日～9日	62	62	61	60	49	49	住居
鶴の里28-22	61年11月19日～20日	63	63	63	62	—	—	第1種住居専用

(6) その他の道路

① 西大津バイパス

西大津バイパスが、56年10月6日に一部供用開始されたのに伴い、アクセス道路となった県道下鴨大津線沿線では、騒音が10ホン以上増加した。そのため57年3月1日から北行大型車の一方通行規制を行うなどの対策がとられている。

60年度、61年度に行った西大津バイパス及び関連道路の騒音・振動及び交通量の調査結果は次のとおりである。

（単位：ホン）

道路名	車線数	調査場所	調査日	時間の区分				用途地域	
				朝	昼間	夕	夜間		
西大津バイパス (現在：2)	4	茶戸町4-1	60年11月18日～20日	57	60	60	52	住居	
		稲葉台16-18		54	58	56	51		
県道下鴨大津線	2	南志賀 14-16	62年1月27日～28日	61	67	66	57	第1種住居専用	
				53	55	57	49		
				47	50	51	44		
		神宮町13-17		63	71	68	55		
				※50		※48			
				57	65	60	54		
市道幹 1031号線		皇子が丘1-6		53	64	59	59	住居	
		皇子が丘1-3-1		※41		34			

※は振動を示す（単位：dB）

道 路 名	調 査 場 所	調 査 日	交 通 量 (台/日)	大型車混入率%
西大津バイパス	茶 戸 町	60年11月20日～21日	21,900	14.4
県道下鴨大津線	神 宮 町		13,806	13.9
市道幹1031号線	皇子が丘一丁目	62年1月27日～28日	9,408	9.8

② 国道1号(大谷町附近)

国道1号が名神及び京阪電車と併行し、急峻な山あいにある大谷町の交通騒音は、要請基準を超える深刻な状況にあり、バイパス等の対応が急務となっている。60年度に行った大谷町周辺の騒音・振動及び交通量調査結果は、次のとおりである。

(単位: ホン)

調 査 場 所	調 査 日	時 間 の 区 分				車線数	用 途 地 域 等
		朝	昼間	夕	夜間		
大谷町27-19	60年7月16日～17日	77	76	76	76	国 道：2	市街化調整地域
			※35		※36	名 神：4	
追分町3-39		72	69	69	69	4	
			※35		※37		

※は、振動を示す(単位: dB)

道 路 名	調 査 日	調査場所	交 通 量 (台/日)	大型車混入率%
国道1号	60年7月16日～17日	追 分 町	41,772	15.1

③ 京滋バイパス

京滋バイパスは、京都国体の開催に間に合わせすべく、建設が進められている。

京滋バイパス及び関連道路の事前騒音調査結果は、表のとおりである。

第5章 環境汚染の未然防止

第5章 環境汚染の未然防止

第1節 環境影響評価（環境アセスメント）

公害の発生や自然環境の破壊はいったん起ると、その対策には多くの費用と年月を要し、また完全な回復も期し難い。環境問題の根本的な解決のためには、このような環境汚染が現実に起る前に未然に防止することが重要である。このためには、事業の実施に際してあらかじめ環境保全に十分配慮することが不可欠である。環境アセスメントは環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き十分な公害防止等の対策を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための最も重要な手段として今日その重要性は一段と高まっているところとなっている。

1. 国等の動き

国においては過去数度となく国会に提出され、成立をみなかった環境行政の最大の懸案事項である。

56年4月環境影響評価法案を第94通常国会に提出し衆議院環境委員会における三日間の質疑を経たが衆議院の解散に伴い審議未了となり廃案となった。

その後、引き続き法制化について検討されるとともに、政府として当面の事態に対応するため調整が行われ、実効ある措置を講ずるべく59年8月「環境影響評価の実施について」が閣議決定された。

この閣議決定に基づき各省庁においてできるだけ速やかに通達等の行政措置が講ぜられ、本決定が実施に移されることになる。

また、地方公共団体においては、60年度末現在で条例を制定しているのは4団体、要綱等を制定しているのは22団体にのぼっている。

2. 滋賀県における制度

本県では、国に先がけて56年3月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を施行している。本制度は、事業の計画・実施に際して事業者自らが環境保全に十分配慮するよう求めることによって、環境破壊の未然防止を図るとともに、事業計画の決定・実施にあたって住民の意見を適切に反映させることを中心的な命題としている。

また環境影響評価項目は、大気汚染・水質汚濁等の典型7公害と日照阻害・電波障害の公害防止にかかる項目、地形・地質・生物・景観等自然環境にかかる項目及び文化財である。

当制度により市内において61年度までにアセスメントが行われた事業は4件である。

第2節 事前協議制度

市民の健康で文化的な生活を維持するため、事業者の責務として大津市環境保全基本条例に「良好な環境を確保し、増進するためその責任において必要な措置を講ずる」ことを明記し、大津市の生活環境の保全と増進に関する条例に「事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講じなければならない」、「法令等に規定する規制基準に違反しない場合においても、公害の防止等に最大の努力を払わなければならない」とこととしている。

大津市の事前協議制度は、58年12月公害防止条例の改正により、従前制度の見直しを行い、対象事業を整備するとともに、手続規程を導入し、59年4月から施行したところである。

該当事業を行おうとする場合は、事前の当該計画を地域住民に周知し、環境保全の見地から意見のあるものは申し出ることができることとし、事業者は、当該意見を尊重し将来紛争が生じないよう配慮しなければならないと定めている。

また、提出された事前協議書の内容に問題があれば助言・指導を行い、必要あれば勧告を行うことができ、これに従わなかったり、事前協議書を提出しない人には、当該事業の停止、計画の変更等生活環境を保全するために必要な措置を講ずるよう命令することができるようになっている。

対象事業は宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する事業(1ha以上)や生活環境を阻害する事業(工場又は作業場・大規模店舗等)及び高さ又は階数が一定規模を超える建築物が対象で、いずれも大津市の生活環境の保全と増進に関する条例施行規則に定めている。

これらのうち、60年度に提出された「生活環境事業」に係る届出状況は次のとおりである。

「生活環境事業」の届出状況

建築物の種類	旅館又はホテル	店舗	病院	工場又は作業場	駐車場	自動車ターミナル	倉庫	資材置場	給油取扱所	ボーリング場・スケート場・ゴルフ練習場等	マリージャンコ屋又は射的場等	飲食店又は喫茶店	畜舎	合計
件	9 (3)	7 (1)	2 (1)	28 (12)	6 (1)	0	0	0	4 (2)	2	1	50 (8)	0	109 (29)

注 ()内の数字は各届出件数の内増改築の件数を示す。

第6章 快適環境の保全と創造

第6章 快適環境の保全と創造

第1節 快適環境整備計画(アメニティ・タウン計画)

1. 背景

近年、生活環境についての市民ニーズは、単に公害のない便利な生活環境の確保にとどまらず、身近に“やすらぎ”や“うるおい”的ある快適で魅力のある環境の創造といった高度なものへと変化してきた。

本市においても、昭和58年6月に策定された大津市総合計画基本計画――ふるさと都市大津をめざして――の中で、まちづくりの基本理念の三つの柱の一つに“環境の保全と創造”を掲げ、また、市長の諮問機関である大津市環境審議会から、これから環境行政の取り組みを、「快適環境の保全と創造」におくべきであるとの提言を昭和58年8月に受け、更に9月には、市議会においての“ふるさと都市大津”建設にむけての都市宣言の採択など快適な環境を積極的に保全、創造していく必要性が生じてきた。

このような背景から、国(環境庁)において、59年度から市町村における快適環境整備計画(アメニティ・タウン計画)策定に係る補助制度が設けられたことに伴い、本市もこれを受けて快適環境整備計画を策定したものである。

2. 計画の基本方向

(1) 計画のねらい

- ① アメニティ 素材の保全と活用を図るネットワークを形成し、それぞれの整備方向を提言する。
- ② 市民・企業参加型の快適なまちづくりの計画の策定を図る。
- ③ 行政の文化化と総合(環境)行政の推進を図る。

(2) 基本理念

まちは、そこに住み、働く人々によってつくられるものである。そういう意味から、今回の計画は、あくまで「ひと」を基軸(縦軸)とし、大津の「まち」・「自然」・「歴史・文化」という側面を横軸として、“まちづくりの主役”的意見をベースに策定した。

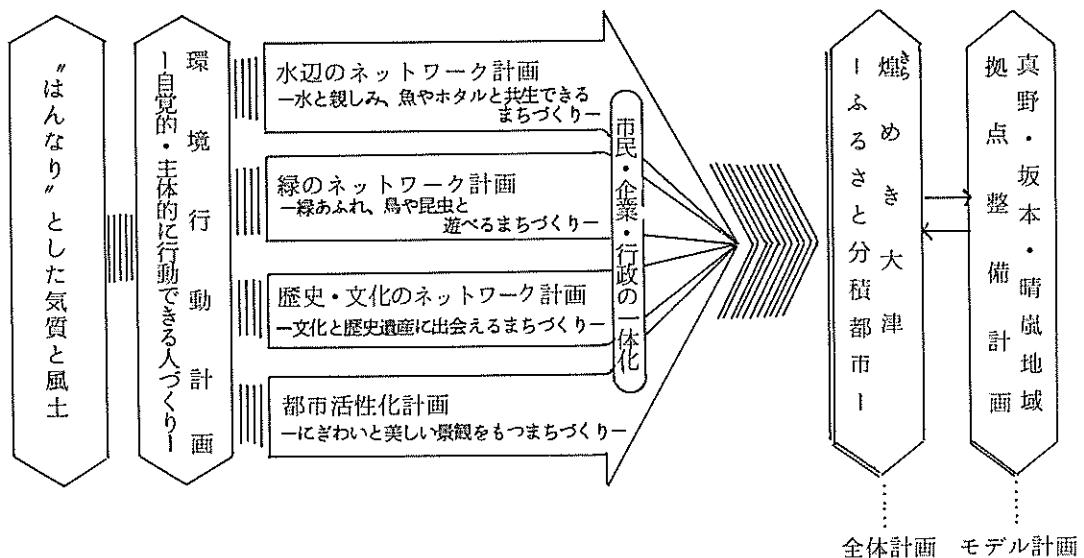
そして、“はんなり”とした大津の風土的基盤を生かし、多様で分散的な環境素材の特徴をいかんなく發揮させるように、環境素材のネットワーク化によるアメニティの分積化を図り、躍動感とふるさと感が実感できるような「ふるさと分積都市」を形成する。

(3) 計画の基本目標

快適環境目標像は、環境素材の現況とそのよきや問題点、課題を踏まえ、市民の目からみた快適環境像を重ね合わせ、良い点はのばし、悪い点は改善するという考え方で設定した。

大津市が目指す快適環境像は、自然と人間の一体化、古い歴史・文化の保存と伝承及びこれらの土壤を踏まえての新しい文化の創造と都市活性化、更にはこのようなまちづくりを進めることのできる人づくりによって構成された「煌めき大津―ふるさと分積都市をめざして―」を目標像とした。具体的には、次の「計画の概念図」に示すような5つのネットワーク計画から成っている。

《計画の概念図》



(4) ネットワーク計画

これらの5つのネットワーク計画に盛り込まれた事業（構想を含む）は、市民各層、企業・事業所・行政の関連各部局からの意見、考え方、要望を総合的に取り上げて策定されたもので、事業実現可能性に関しての行政判断は加えていない。

これらの事業の中で、当面次のものが重点事業としてあげられる。

- ① 魚とホタルのすむ川づくり推進事業と親水河川づくり
- ② なぎさ公園整備
- ③ 緑の回廊整備
- ④ 少年自然の家の建設
- ⑤ (仮)歴史博物館の建設
- ⑥ 駅前整備事業（噴水整備含む）
- ⑦ 坂本地区伝統的建造物群保存対策推進事業
- ⑧ アメニティ整備の制度づくり……表彰制度、まちづくり基金、遊休地の活用
- ⑨ 花と緑のまちづくり推進事業

快適環境整備のための事業名一覧

類型・理念		事業名称
水辺のネットワーク計画	湖辺の公園化	なぎさ公園整備 水鳥公園整備 魚つり公園整備 マリンスポーツ拠点整備 琵琶湖の演出（大噴水） 水泳場整備 草センター 湖路地の確保 瀬田川の親水公園整備 魚とホタルのすむ川づくり 河川の修景（親水河川づくり） ため池の整備・公園化 水の殿堂（アクアランド）
	河川の公園化	
	ため池の公園化 水文化の拠点づくり	
緑のネットワーク計画	山麓部の緑道軸整備 緑の拠点づくり	山なみ遊歩道整備 春日山歴史文化公園整備 緑化センター（都市緑化植物園） 生物とふれあう公園整備（野鳥公園、昆虫公園） 河川緑地、道路緑地 地域の風景をかもし出す緑化推進
	緑の回廊 緑の文化	
歴史・文化的ネットワーク計画	歴史的遺跡、古墳等の保存・整備 伝統的町並み保存・整備	大津京関連遺跡の保存・整備 春日山古墳群の保存・公園化 伝統的建造物群保存地区への指定（坂本） 歴史的雰囲気になじむまち並みづくり （本堅田、今堅田、下阪本、比叡辻、膳所） (仮)歴史博物館
	歴史・文化の拠点づくり	生活博物館 子供動物園
	祭りの継承・創造 市民文化の創造	大津祭山車展示場整備 祭り起こし（コミュニティ祭り） 市民文化の拠点づくり 地域歴史の再発見（新修大津市史、ふるさと文庫シリーズ）
都市活性化計画	駅前整備・商業空間の整備	国鉄各駅、その他ターミナル整備 駅前の修景（噴水の建設） 大津駅・浜大津駅の連絡化 商店街の整備
	良好な都市景観の形成	都市景観づくりハンドブック まちづくり協定 まちづくり基金
	民間活力の導入 土地利用の有効化	土地利用の複合化 遊休地信託条例 西山・春日山の整備
	新しい産業の場づくり 都市交流の推進	先端産業の誘致（ミニ・テクノポリス） 情報交流 類似都市との交流 国際交流
	イベントの開催	市・祭りの開催 湖上ステージの開設
環境行動計画	環境学習の推進	副読本“環境と私たち” 自然観察会、水鳥観察会、河川野外教室 少年自然の家
	条例制定 制度づくり	文化環境条例 遊休地信託条例 アメニティ協定 まちづくり協定 アメニティ（基金（まちづくり基金） 表彰制度（善行、建築物・緑化） ふるさと実感1%システム 環境情報システム（アメニティマップ、環境診断指標づくり） アメニティ税（免税制度）
	市民運動 人材の活用・育成	「ふるさと都市大津」市民運動推進会議 アメニティ・タウン行動宣言（ふるさと都市行動宣言） まちづくりリーダー、インストラクターの育成

第 2 節 景観対策の推進

1. ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例

滋賀県では、県土全体の風景を一体的にとらえ、みんなの力をあわせて湖国にふさわしい、うるおいと個性ある風景を守り育てるため、昭和60年7月1日に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が制定された。

この条例は、次の4つの柱で成り立っている。

- ① 琵琶湖とその湖辺をはじめ、地域や地区を指定して景観対策をすすめる。
- ② 大きな建物や工作物の景観対策をすすめる。
- ③ 県民の自主的なまちづくりによる景観対策をすすめる。
- ④ 市町村による地域の特性を生かした景観対策をすすめる。

この条例に基づき、琵琶湖とその湖辺の景観を守り育てるため、「琵琶湖景観形成地域」が61年8月25日に指定され、同年9月1日から建物の新・増・改築や開発行為を行う場合、あらかじめ届出を必要とし、景観上の指導・助言がなされることとなった。

2. 大津市沿道ビューティー作戦—うきうき楽しみ街道づくり—

都市の景観は、そこに住む市民の文化的、美的価値感の現れであり、また総体としてそのまちの個性をも表現するものである。個性ある都市には、うるおいと落ち着きが感じられる。そこで本市では61年度により一つの試みとして沿道に面した建築物等の壁面等を修景することにより、うきうきと楽しく歩ける道づくりを推進するなどの都市景観づくりの展開を始めた。

(1) 対象

当面、公道に面する次のものを対象とする。

- ① 公共建築物、駅舎、建築物（3階以上）の壁面・シャッター
- ② 橋梁、陸橋、ガードレール、防音壁、横断地下道
- ③ 建築物等の工事施工に伴う養生防災テント及び仮設トタン塀
- ④ 建築資材置場等のトタン塀
- ⑤ 一定面積以上のネットフェンス

(2) 修景の方法

- ① 色彩、意匠、材質等の変更による修景
- ② ペインティング、レリーフ、モザイクタイル・陶板等による壁面修景
- ③ ツタ等による緑化修景

第7章 環境に寄与する 市民の活動等

第7章 環境に寄与する市民の活動等

第1節 せっけん使用推進運動

本市では、昭和43年頃から一部の市民団体で合成洗剤による肌荒れや湿しんなど皮膚障害が問題となり、合成洗剤追放運動が展開されてきた。やがて、このことが環境面にも波及し、合成洗剤に助剤として含まれるリン酸塩が、琵琶湖の富栄養化の主因の一つとして科学的に解明され、母となる琵琶湖を浄化しようという共通の目標を目指して県民・事業者・行政が一体となった粉石けん使用推進運動が全県的に展開され、自治と連帶の輪が大きく広がっていった。

この輪が原動力となり、55年7月に「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」が施行され、当時としては画期的な対応策として工場排水中の窒素・りんの規制を始め、有リン合成洗剤の使用・販売・贈答の禁止を盛り込んだ総合的な富栄養化防止対策が採られたが、りんを含む合成洗剤のみの規制に限定したこともある。当初運動が志向していた合成洗剤追放の願いとは異なり、57年頃からメーカーの無リン合成洗剤の販売攻勢などの結果、せっけんの使用が著しく低下してきているのが現状である。この状況を打破するため、従来の「粉石けん使用推進運動」を「せっけん使用推進運動」へ発展させ、台所用やシャンプー等も対象とする「せっけん」運動を進めている。

本市では、「疑わしきは使用せず」という基本姿勢に立って環境面、人体面に対して最も有効なせっけんの使用定着化のため啓発に努めている。

なお、本市が行なったアンケート（54年3,733件、55年3,119件、59年3,616件）の結果は次のとおりである。

洗濯用洗剤使用状況比較

単位：%

	せっけん	無リン	有リン	併用	その他
第1回54年	52.7	—	24.0	11.3	12.0
第2回55年	73.7	22.0	1.1	—	3.2
第3回59年	42.3	37.6	0.8	18.5	0.8

59年の結果を過去の調査結果と比べると石けんの使用率は、著しく減少している。無リン合成洗剤の使用者は、無リンを使っている理由として、「汚れが良く落ちる」、「取り扱いが簡単」、「仕上がりが白くなる」、「においが良い」と答えた人が多かった。このことから良品質のせっけんの開発とともに、無リン使用者に対し、せっけんの使い方、良さを強くPRしていく必要があるといえる。また、無リン使用者の中で、贈答品を使用していると答えた人が、前回よりも増えていることから、贈らない運動も積極的に進めていく必要がある。

一方、せっけんの使用者は、「生協、婦人会などの共同購入による」者が43.1%と半数近くを占めている。今後、婦人会など特定グループが、今以上に啓発活動をされ、無リン使用者、併用者の中からせっけんに切り替える人が増えることが望まれる。

また、洗濯用は、せっけんでも台所用は、無リン洗剤を使用している人が多いところから、今後も洗濯用に限定しない“せっけん”の根強い啓発活動を展開していくことが必要である。

なお、県が61年度に行ったアンケートの結果では、県下全体でのせっけんの使用率は40.8%となっており、年々減少の傾向を示している。

また、これらの結果ではせっけん使用率の低いのは新県民及び20～30才代の主婦層であり、地域的には都市域となっているところからこれらへの対応が今後の運動の課題となっている。

第2節 びわ湖を美しくする運動

昭和40年代に入り、琵琶湖の汚染が目に見えて現われてきつつあるとき、次代に残すべき天与の財産として琵琶湖を市民の手で守っていこうと、47年6月に、大津市全学区自治連合会、大津市地域婦人団体連合会、大津市漁業協同組合連絡協議会及び大津青年会議所の4団体提唱のもとに、各種58団体の協賛を得て、“びわ湖を美しくする運動”実践本部（本部長：全学区自治連合会会長）が設立された。

本運動実践本部は毎年7月1日を中心とし今まで計19回の琵琶湖をはじめ公共用水域の一斉清掃を行い、広く市民運動として定着してきている。また、啓発用看板及び碑の設置やポスターの作成を行い、更には、51年に合成洗剤に関する小委員会を設置（57年に粉石けん使用推進小委員会に改組）し啓発活動等を行うとともに、59年6～8月にわたり「せっけん使用宣言」署名運動を展開、54年にはゴミ減量問題小委員会を設置し報告書をとりまとめるなど、日常生活に立ち帰り身近かな生活を見直す実践活動へと大きく広がりをみせている。

特に59年末からの琵琶湖の異常渴水で湖岸の汚れが目立ち藻類の腐敗による悪臭の発生、水質汚濁も懸念されたことから、県民運動の一環として、本市では12月2日本実践本部が中心となって一斉清掃を行った。また、61年末にも異常渴水が起きたので、前々年同様に一斉清掃を行った。

第3節 河川美化運動

河川は古来から生活用水や農業用水として、また、町中の水路や庭園に引き込むなど、人々の生活と深いかかわりをもってきた。しかし、近年の都市化の進展等により市街地を流れる河川を中心に水質の汚濁が進み排水路化して、日常生活と隔絶した河川もみられる。

このような状況にあって、河川とその周辺環境は、川辺の散策などのレクリエーション機能や生息する生物とのふれあいの場、ゆとりとうるおいを与える空間など多様な機能を持っており、快適な町づくりの重要な要素として見直されつつある。

河川の美化・浄化は、日常生活で深くかかわっている住民の理解と協力が不可欠であり、積極的なまちづくりへの参加ではじめて達成されるものである。また、このような活動を通じてわがまち意識が醸成され、河川を軸にした新たな流域コミュニティーが形成されていくことが望まれる。

既に12の河川で、自治会等が中心となり「〇〇川を美しくする会」というような組織が結成され、河川の一斉清掃や魚の放流等の活動が展開されており、このような活動が全市に広がっていくことが期待されるところである。これらの12の団体は次のとおりである。

団体名	設立年月日	主な活動
相模川を美しくする会	47. 8. 1	流域7自治会及び事業場2で組織され、月1回の清掃活動を行う。56年6月には、環境庁長官から地域環境美化功績者として表彰される。
三田川をきれいにする会	55. 9. 1	晴嵐コミュニティ推進委員を中心に流域12自治会から選出された三田川浄化推進委員によって組織された団体
膳所南部の川を美しくする会	57. 6. 1	膳所学区南部を流れる四河川(兵田川、篠津川、盛越川栗津北水路)を月1回清掃、流域18自治会で組織
際川を美しくする同志会	57. 7. 1	流域に住む篤志家数名で河川の清掃を週1~2回清掃河川美化を生涯の仕事として、組織づくりにむけて活動を展開
谷田川を美しくする会	59. 8. 1	将来をなう青少年に環境美化の大切さを訴える目的で月1回子供達と父兄との共同清掃を実施
ふるさとの盛越川を愛する会	60. 6. 3	流域の住民と7企業で組織され、各企業の従業員一人ひとりが地元意識を持つことを目標のひとつにしている
長等学区の川を愛する会	60.10.	学区内3河川(熊野川、百々川、不動川)を不定期に清掃
瀬田川湖畔松原5区を美しくする会	61. 2.	瀬田川右岸の河川敷が整備されたのをきっかけに結成。瀬田川の河川敷を清掃している。
常世川を美しくする会	61. 2.	旧甚七町内で河川清掃をしていた老人グループの活動の輪が拡がり結成された。
真野学区内河川を美しく愛護する会	61. 9. 1	北部地区で最初に組織された団体、ホタル護岸のある支流横田川をはじめ、広い範囲で清掃を行っている。
天神川を美しくする会	61. 9. 21	天神川沿い河川緑地が整備されたのにともない、流域住民と企業により組織された。
逢坂の川を愛する会	61. 11. 1	学区内3河川(吾妻川、蟹川、常世川)を清掃

また、61年3月15日にはこれら団体間の連絡調整と、より積極的な活動の展開を期して「大津市河川愛護団体連合会」が発足し、会報の発行やホタル観賞会の開催など連合会としての活動も行われている。

なお、本市では、これらの活動を支援するため、清掃用具の貸出し、活動中の事故等に対応するための障害保険の加入も行っている。また、河川美化を広く市民に呼びかけるため、美化団体が結成されている河川流域に、浄化啓発の看板を設置している。

第4節 その他の活動

1. “湖・川ルネサンス” 楽々シンポ(60.11.30)

市内の“みず”に関する15の団体が一堂に集まって、日頃感じていることを話し合う“湖・川ルネサンス 楽々シンポ”が労働福祉センターで開催された。水の汚れをテーマにした映画「橋姫水神伝説」を観賞したあと、みずを「守る」、「使う」、「遊ぶ」、「学ぶ」の4分科会に分かれ討議、最後に「水は生あるものの命の糧、私たちは美しいみずを取り戻したい」という「湖・川宣言」を採択した。

2. 膳所南部河川まつり(61.8.23)

水環境保全のため、河川と生活との関わりをテーマとした啓発活動が、膳所南部の川を美しくする会により実施された。当日は兵田川・篠津川流域住民を対象に、石けんの彫刻教室・洗濯講習会・手づくり石けん教室・シャボン玉遊び教室等が催され、最後に子供たちによる魚つかみ大会が行われた。

3. 石けん普及定着実践活動(61.8.~62.2)

大津市地域婦人団体連合会では、従来より石けんの使用推進に係る種々の事業を行っているが、61年度においては県費の補助を受け、市内の各市民センターにおいて、「石けんの上手な使い方講習」を実施した。

第8章 市長の付属機関

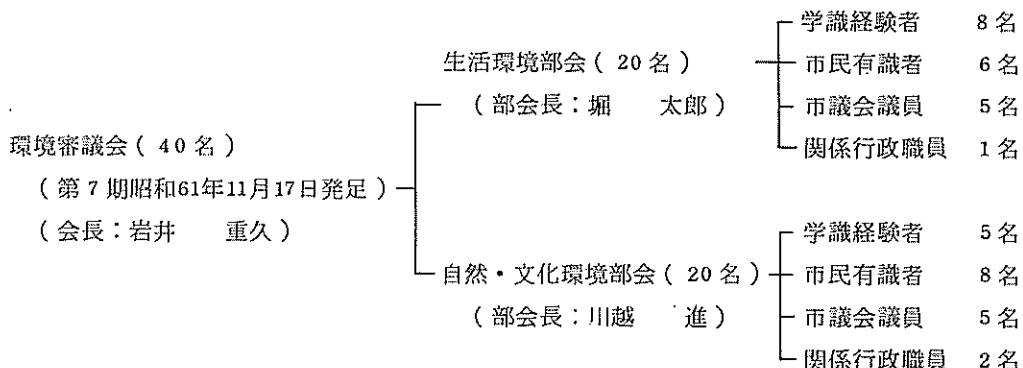
第8章 市長の付属機関

第1節 環境審議会

市民生活における良好な環境を確保・増進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された環境保全基本条例第8条に基づき、昭和48年2月27日発足の公害対策審議会（23委員）を改組したかたちで、昭和49年2月1日に設置され、生活環境部会と自然・文化環境部会にわかれて活動がなされている。

現在、第7期目（昭和61年11月17日発足）（資料 6-（1））に入っているが、これまで、当審議会では、本市の公害防止条例及び自然保護条例のあり方や騒音規制法や悪臭防止法に基づく地域指定の審議をはじめ「河川の水質汚濁に係る環境上の基準」の諮問に対し、総窒素、総リンの特殊項目の導入や、補助指標としての生物指標や感覚指標の導入など特色ある答申を得ている。また、58年8月には、大津市の生活環境の保全と増進に係る事項（振動に係る規制基準、燃料に係る規制基準の測定方法、日照基準、事前協議制）の見直しについて答申を得るとともに、特に今後の環境行政は、「快適環境の保全と創造」を柱とすべきである、という提言を得ているが、これが今日のアメニティ・タウン計画策定事業の大きな引き金となっていることは云うまでもない。

更に、第7期発足時には、本市におけるラブホテル等の建築規制及び文化環境の保全のあり方について諮問し、種々検討をいただいているところである。

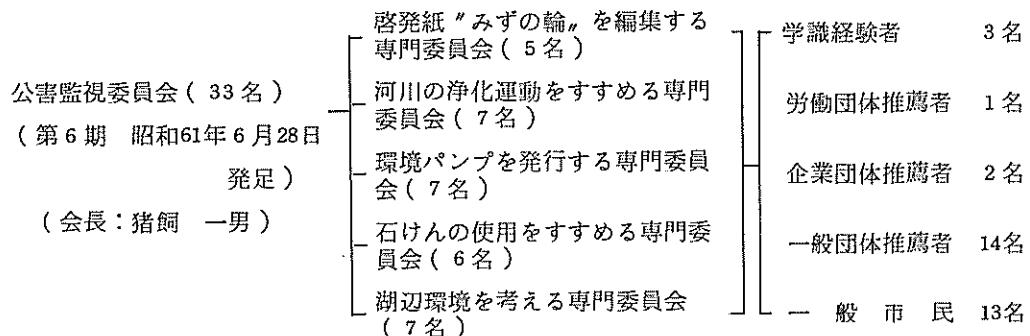


第2節 公害監視委員会

市民の立場から、市民の感覚で本市の行う公害監視の方法や、公害防止の措置について調査、審議を行うとともに、日常活動の中から市民の声を行政に反映させるためのパイプ役として、公害行政の民主的かつ合理的な運営を確保する目的で、公害防止条例第73条の規定により昭和50年7月19日、35名の委員で発足した市長の付属機関である。（資料 6-（2））

この委員会の特色は、委員それぞれがテーマを持ち、身近な実践活動を通じ、環境公害問題に積極的に取り組んでいるところにある。

なお最近における活動状況は次のとおりである。



1. 各種調査、活動、研修会への参加

- (1) 交通公害に係る実地研修（61年1月25日）—— 交通公害の実状を知るため、国分一丁目地先の名神高速道路周辺において騒音測定（防音効果と距離減衰）、振動測定、ザルツマン法によるNOx測定の実施研修を行った。
- (2) 洗剤販売店訪問調査（61年2月3日）—— 販売店における積極的な石けんの販売は石けん使用推進の大きな支えになるので、市内の大型店舗24店に対し、北部、中部、南部の3班に分かれてアンケートを依頼しながら訪問調査を行った。
- (3) 環境教育の実施（60年8月20日及び61年8月15日）—— 次代を担う子供たちに対して、目で見、肌で感じる生きた環境学習を行うため、毎年夏期に河川の野外教室を実施（60年度は大宮川）しているが、61年度は本市公害研究室が15周年を迎えたのを記念して「環境フェスティバル」が開催されたのに伴い、本委員会も積極的に協力した。
- (4) 湖上研修の実施（61年10月16日）—— 24ヶ所に及ぶ本市の湖辺に関して、全く障害物のないところから観察するため、県所有の調査船「みずすまし」を利用して南湖一円で調査・湖上研修を行った。船上からはアシの植生、ゴミの散乱状況を観察し、望ましい湖辺環境のあり方を考えるうえの一助とした。
- (5) 河川パトロールの実施（61年11月12日）—— 本委員会では、任期中に1度は河川パトロールを実施しているが、第6期においては本市のどのあたりにどういう河川があるかを位置的に把握するため、市内9河川について感覚指標・河川形態の調査を行った。
- (6) 石けん使用推進ポスターの募集及びポスター展の開催（61年10月～62年2月）—— 石けんを通じてびわ湖の浄化を考えるきっかけとして、市内小学生（4年生以上）から石けん使用推進ポスター募集を実施し、優秀作品の展示（市立図書館及び西武百貨店）を行った。

2. 啓発紙「みずの輪」の発行

専門委員会が2ヶ月に一度、一般市民に向け発行する環境問題啓発紙で、各自治会組単位での回覧及び小学校高学年・中学校の教室掲示を行っており、昭和53年9月の発行以来44号（昭和62年3月現在）までに発行するに至った。

3. 公害発生時の通報等

公害監視活動の一環として、緊急を要するときは電話等により、その他の場合は随時通信というかたちで公害発生状況報告をいただいている。またこれとは別に、環境面からみて気になる事例や公害対策についての意見等を定期的に報告願っている（定期通信）。

第 3 節 公害紛争調整委員会

公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介及び調停等、紛争の適正な処理を行うため、市長の付属機関として設置するよう条例化されているが、現在まで未発足である。

第9章 公害防止資金貸付制度

第9章 公害防止資金貸付制度

企業における公害防止に関連する資本投下は、直接利潤に結びつかないうえに、多大の資金を要するため、公害防止に消極的になりがちである。そのため中小事業者の公害防止を円滑に実現し、生活環境の保全を図るとともに、市民の健康を保護するために金融上の助成措置として、昭和46年5月から公害防止資金貸付事業を始めた。

当初、貸付金額（貸付対象事業に要する経費の80%以内）：500万円、貸付利率5.5%、貸付期間：5年（1年据置）、協調割合：1対1（市：銀行）で出発したが、49年市条例の制定に伴い貸付規則を一部改正し、貸付限度額の増額（500万円 → 1,000万円、移転資金については1,500万円）、償還期間の延長（5年 → 10年）、などを行い、従来より利用しやすくなった。

更に50年に取扱金融機関を3行から4行にして窓口を増設し、51年11月には諸般の情勢により協調割合を市1、銀行1.5に改正、53年には貸付利率を5.0%に改正した。現在では取扱金融機関は5行となり、協調割合も市30%、銀行70%に至っている。

現在までの貸付件数も51件に及んでおり、今後も利率の見直しや融資対象の拡大等をはかることによりこの制度をより充実させ、公害防止に資していきたい。

なお、現在までの貸付実績は次表のとおりである。

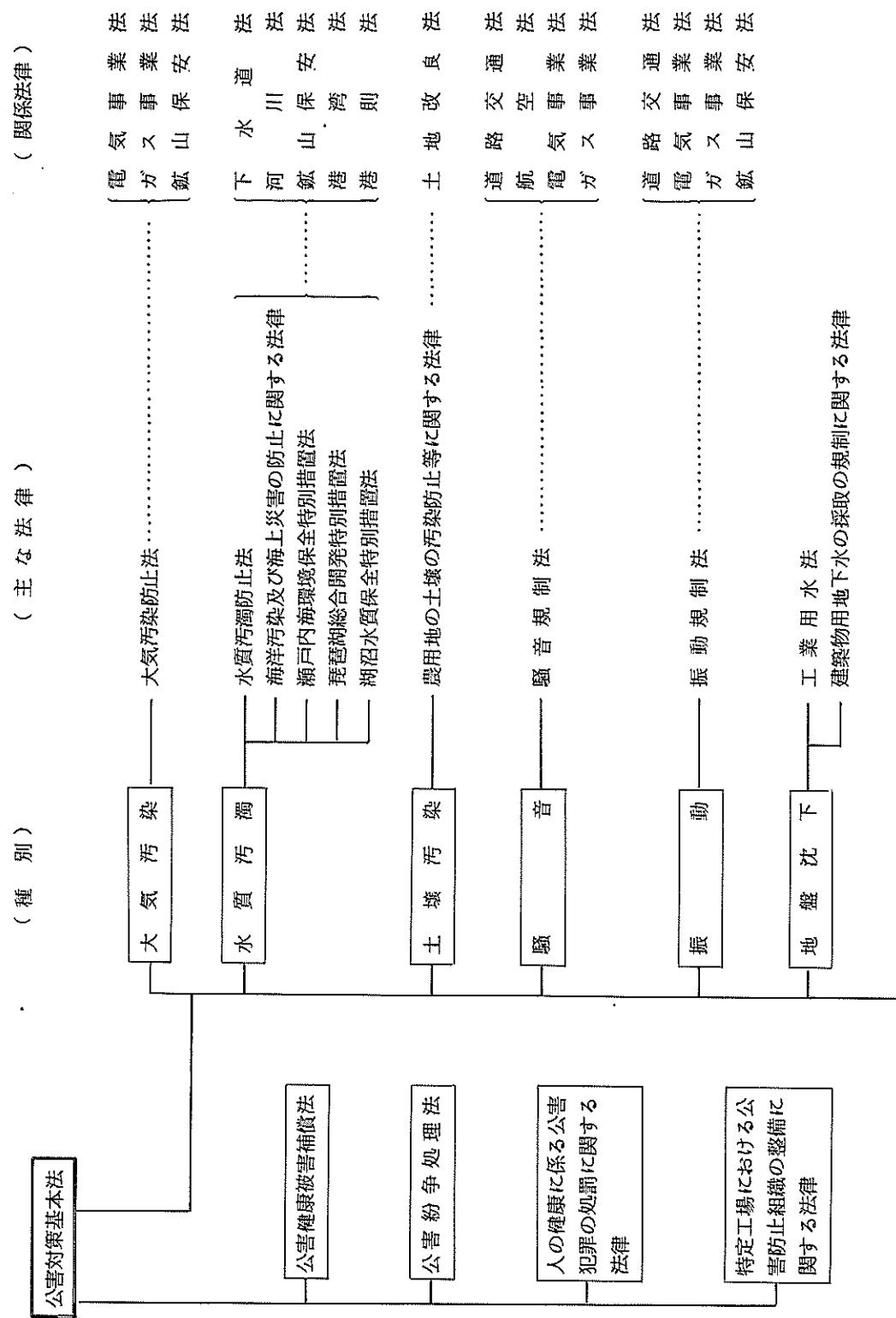
公害防止資金貸付実績（件数）
(昭和62年3月末現在)

年度	水質関係	大気関係	騒音・振動関係	移転関係	計
昭和46	—	—	1	—	1
47	1	1	1	—	3
48	3	2	—	—	5
49	2	1	—	1	4
50	3	1	—	4	8
51	1	2	1	4	8
52	—	1	1	2	4
53	—	—	1	1	2
54	—	—	—	3	3
55	—	—	—	2	2
56	1	—	1	—	2
57	2	—	—	—	2
58	2	1	(1)	—	3
59	1	—	—	1	2
60	1	—	—	—	1
61	—	1	—	—	1
計	17	10	6	18	51

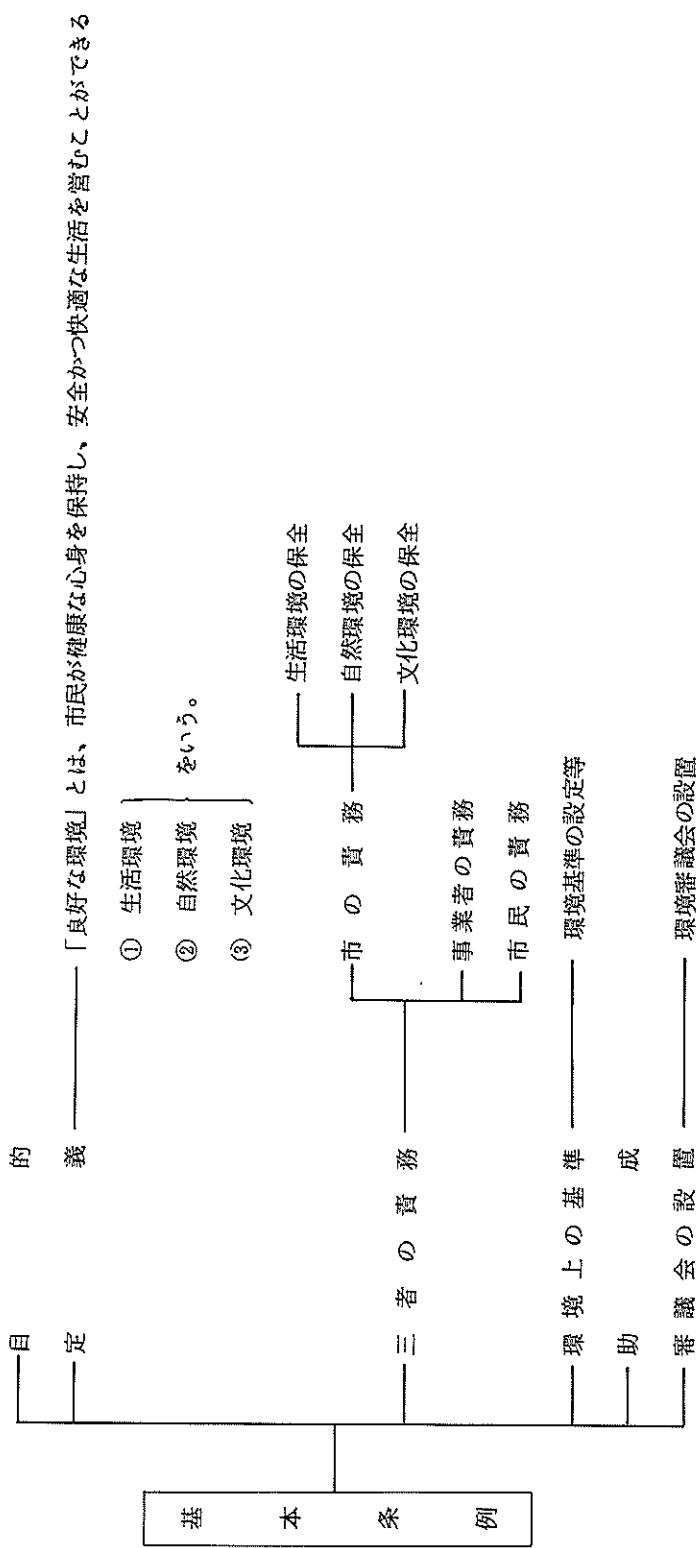
資 料 編

資料1 環境保全関係法令等の体系

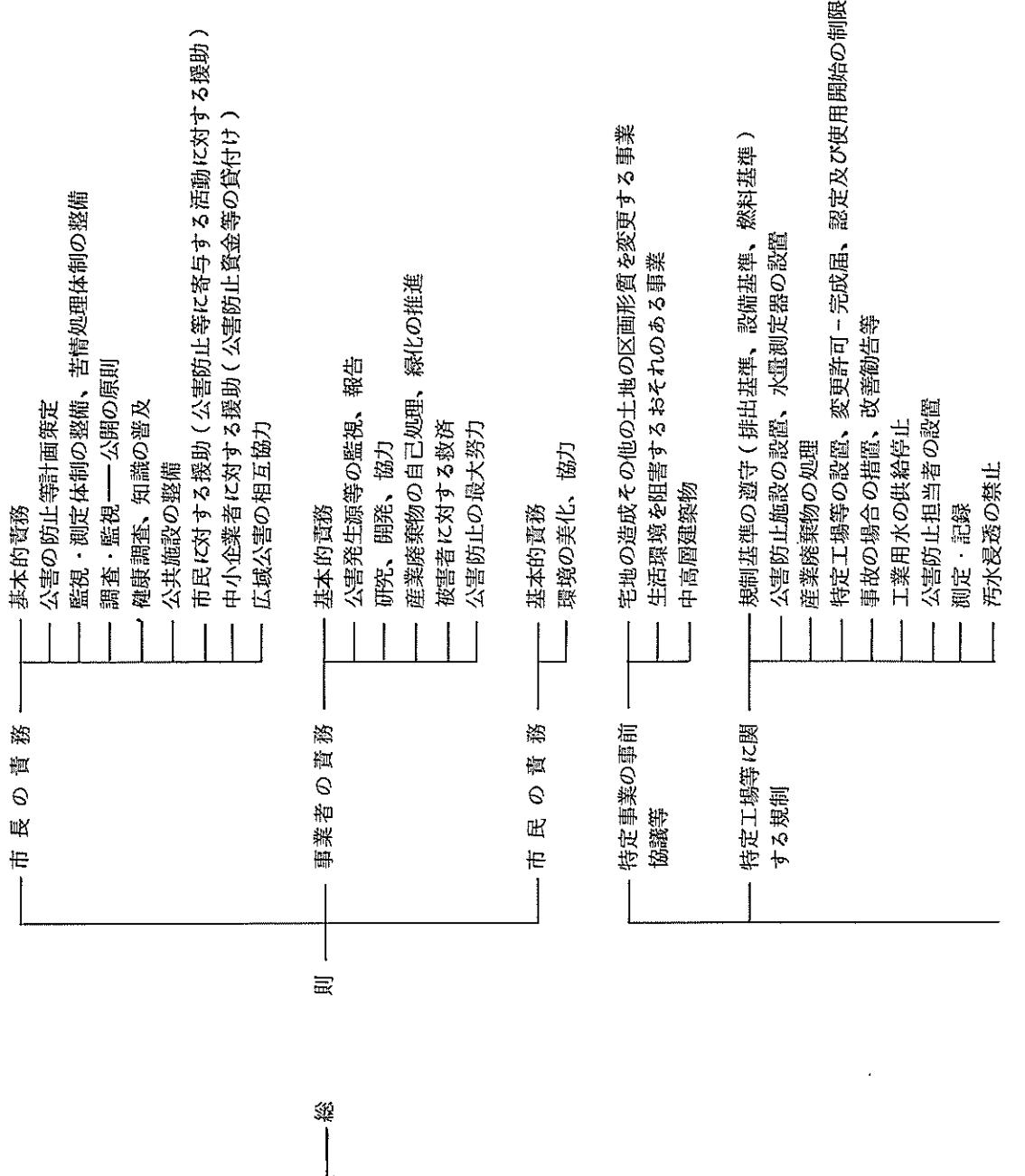
1-(1) 主要な公害関係規制法等



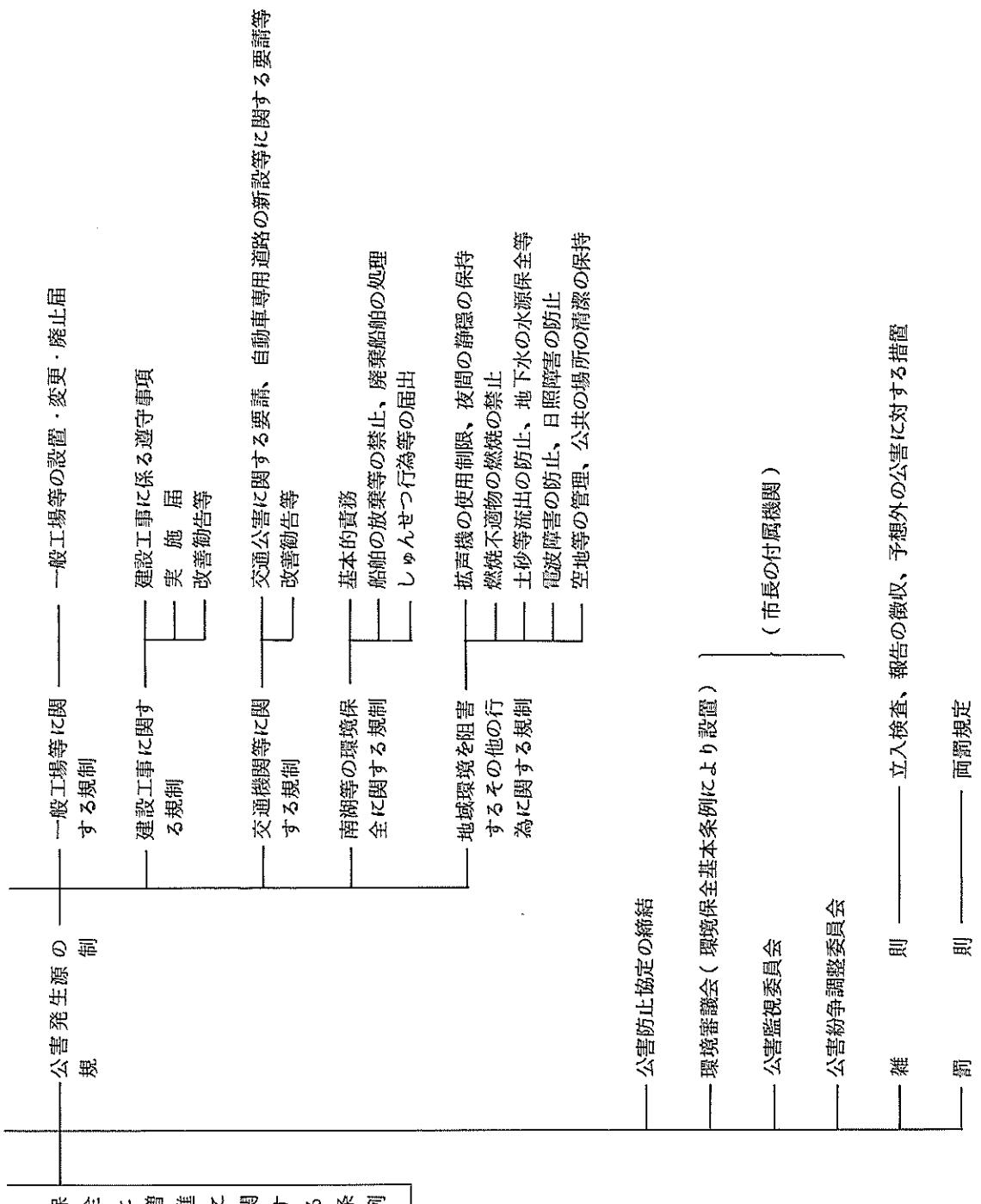
1-(2) 大津市環境保全基本条例の体系



1-(3) 大津市の生活環境の保全と増進に関する条例及び大津市の自然環境の保全と増進に関する条例の体系



大津市の生活環境の



公害防止協定の締結

環境審議会（環境保全基本条例により設置）

公害監視委員会

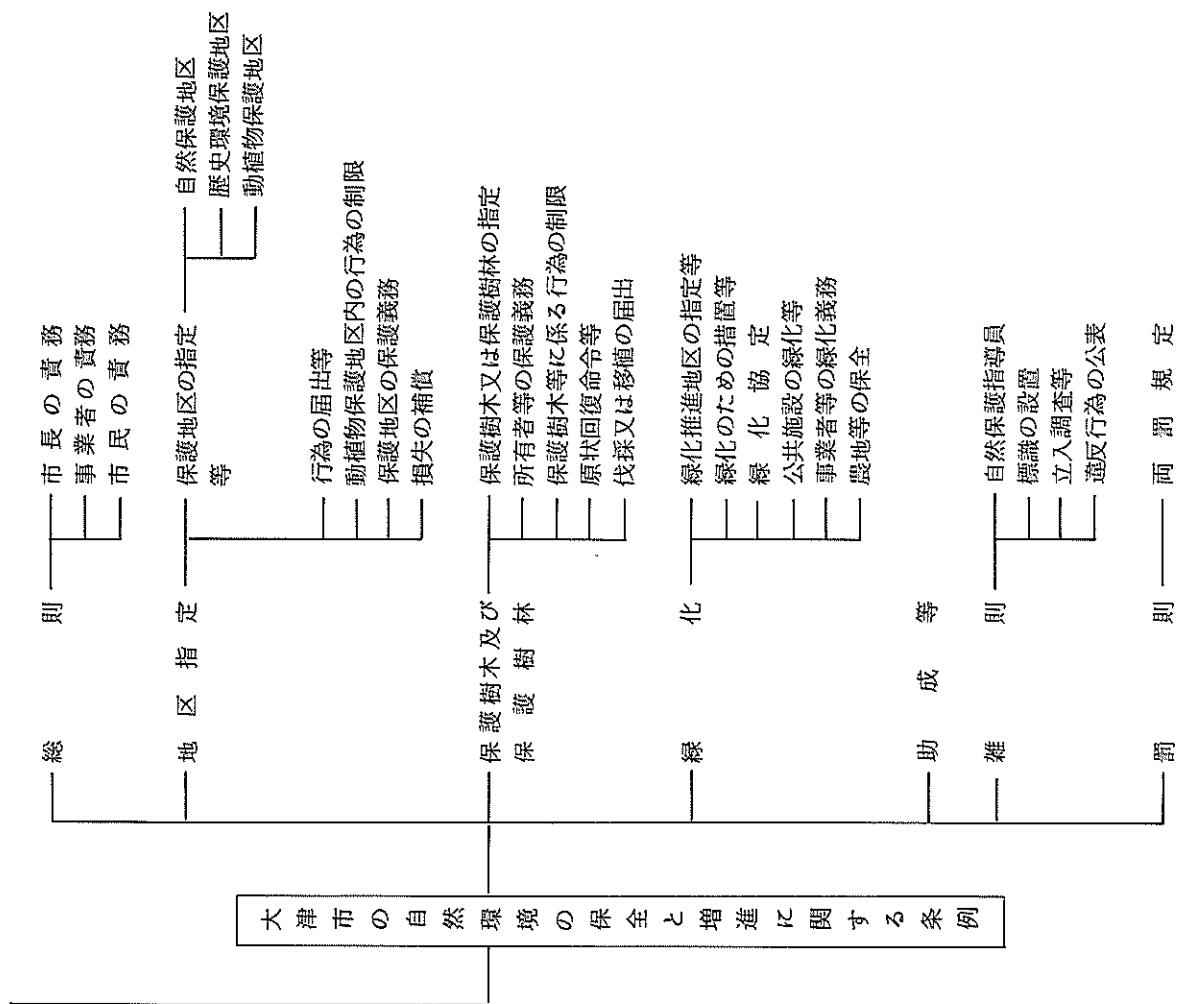
公害紛争調整委員会

則 立入検査、報告の徴収、予想外の公害に対する措置

罰 既定規則

保全と増進に関する条例

大津市環境保全基本条例



資料2 水質関係

2-(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム(六価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B
基準値	0.01 mg/ℓ 以下	検出されないこと。	検出されないこと。	0.1 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ 以下	検出されないこと。	検出されないこと。

備考

1. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については、年間平均値とする。
2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
3. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表3において同じ。

なお、アルキル水銀の項目については、付表4の第1に掲げる方法及び同表の第2に掲げる方法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。

4. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、 $0.001 mg/\ell$ 以下とする。

② 生活環境の保全に関する環境基準

◎ 河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域 昭和46年 12月環境 庁告示 第59号の 第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
		水素イオ ン濃度 (P H)	生物化 学的酸素要 求量 (B O D)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素 量 (D O)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	50 MPN/ 100 ml以下	
A	水道2級 水産1級 水浴及びB 以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	7.5 mg/ℓ 以 上	1,000 MPN/ 100 ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下 の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	5,000 MPN/ 100 ml以下	
C	水産3級 工業用水1 級及びD以 下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以 下	50 mg/ℓ 以 下	5 mg/ℓ 以 上	—	
D	工業用水2 級 農業用 水及びEの 欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以 下	100 mg/ℓ 以 下	2 mg/ℓ 以 上	—	
E	工業用水 3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以 下	ごみ等の 浮遊が認め られな いこと。	2 mg/ℓ 以 上	—	

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。（湖沼・海域もこれに準ずる。）
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
3. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼・海域もこれに準ずる。）

試料 10ml、1 ml、0.1 ml、0.01 ml……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1 ml 以下の場合は 1 ml に希釈して用いる。）を 5 本ずつ B G L B 酸酵管に移植し、35~37°C、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部かまたは大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部かまたは大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

- （注） 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用ならびに水産 2 級および水産 3 級の水産生物用
　　〃 2 級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産 3 級の水産生物用
　　〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

◎ 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水 域 昭和46年 12月環境 庁告示 第59号の 第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
		水素イオ ン濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産 1級 自然環境 保全及びA以下の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	
A	水道2・3級 水産2級水浴及 びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業 用水1級 農業 用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水 2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2mg/ℓ 以上	—	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃2,3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操
作を行うもの
3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級
の水産生物用
- 〃2級：サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の
水産生物用
- 〃3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 硝 素	全 り ん	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ以下	0.005 mg/ℓ以下	昭和46年12月環境庁告示第59号の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1.2.3級(特殊なものを除く。) 水 産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ以下	0.03 mg/ℓ以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	
V	水 产 3 种 工 业 用 水 农 业 用 水 环 境 保 全	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	
備 考				
1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2-(2) 大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準

① 人の健康の保護に関する環境上の基準

項 目	カドミウム	シ アン	有 機 燐	鉛
基 準 値	0.01 mg/ℓ 以下	検出されないと	検出されないと	0.1 mg/ℓ 以下
測 定 方 法	日本工業規格 K 0102 (以 下の表において 「規格」という。) 40 に掲げる方 法	規格 29・1・ 2 及び 29・3 に掲げる方法	規格 23 に掲げ る方法 (ただし、 メチルジメトン については薄層 クロマトーモリ ブデナム青法)	規格 39 に掲げ る方法

備 考

1. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値とする。
2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。
3. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合におい
なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグ
いうものとする。
4. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかで
5. 薄層クロマトーモリブデナム青法とは昭和46年12月28日環境庁告示第59号 (以下「
6. 原子吸光光度法とは、告示の附表 2 に掲げる方法をいう。
7. アルキル水銀についてのガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離 - 原子
8. P C B についてのガスクロマトグラフ法とは、告示の附表 4 に掲げる方法をいう。

クロム(六価)	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B
0.05 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	0.0005 mg/ℓ以下	検出されないと	検出されないと
規格 51・2 に掲げる方法	規格 48に掲げ る方法	原子吸光光 度法	ガスクロマトグ ラフ法及び薄層 クロマトグラフ 分離-原子吸光 光度法の両方法	ガスクロマトグ ラフ法

て、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

ラフ分離-原子吸光光度法の両方法によって、アルキル水銀を検出した場合以外の場合を

ある場合に限り、0.001 mg/ℓ以下とする。

告示」という。)「水質汚濁に係る環境基準について」の附表1に掲げる方法をいう。

吸光光度法とは、それぞれ告示の附表3に掲げる方法をいう。

② 生活環境の保全に関する環境上の基準

指標 項目 類型	基 準 値							補 生 魚 類	
	一 般 項 目								
	生 活 環 境 項 目				特 殊 項 目				
水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	総窒素 (T-N)	総リン (T-P)			
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN / 100 ml以下	1.0 mg/l 以下	0.10 mg/l 以下	イワナ アマゴ アユ アブラハヤ	
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN / 100 ml以下	1.5 mg/l 以下	0.20 mg/l 以下		
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN / 100 ml以下	2.0 mg/l 以下	0.30 mg/l 以下	カワムツ カマツカ シマドジョウ ドンコ	
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	3.0 mg/l 以下	0.40 mg/l 以下		
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	4.0 mg/l 以下	0.55 mg/l 以下	オイカワ フナ ヨシノボリ (コリ) ドジョウ	
E	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上	—	5.0 mg/l 以下	0.65 mg/l 以下		
(ランク外)									
測定方法	規格8に掲げる方法	規格16に掲げる方法	規格10・21に掲げる方法	規格24に掲げる方法	最確数による定量法	昭和54年滋水審第9号に掲げる方法			

- 備考 1. 生活環境項目の基準値は日間平均値とする。
2. 特殊項目の基準値は年間平均値とする。
3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上、総窒素 1 mg/l 以下とする。
4. 最確数による定量法とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表2に掲げる方法をいう。

助 指 標										一般的表現
物 指 標		感 覚 指 標								
水生小動物	藻類・その他	ゴ ミ	油 膜	臭 気	着 色	透視度	泡立ち	河床状況		
カワゲラ類 サワガニ ヒラタカゲロウ	クチビルケイソウ (<i>Cymbella sinuata</i>) ビロウドランソウ (<i>Homoeothrix janthina</i>)	な い	な い	無 臭	な い	50度 以上	な い	砂、レキ質等がはつきり見える	大変きれい	
コカゲロウ トピケラ類 (ギフシマ) トピケラ コガタシマ トピケラ カワニナ	ウキシオグサ (<i>Cladophora crispata</i>) ナガケイソウ (<i>Syndraulna</i>) ハリケイソウ (<i>Nitzschia amphibia</i>)	少しある が気にならない	な い	無 臭	な い	30度 以上	な い	藻類等付着物におおわかれている	きれい	
ミズムシ サカマキガイ	ハリケイソウ (<i>Nitzschia palea</i>) クサビケイソウ (<i>Gomphonema parvulum</i>)	目立つ程 あって気になる	少しある	微下水臭 等の微異臭	微白濁色	20度 以上	落ちこみ にある	部分的に ミズワタが発生している	やや汚れて いる	
ユスリカ (赤色) イトミミズ	ミズワタ (<i>Sphaerotilus sp.</i>) ズーグレア (<i>Zoogloea sp.</i>)	多くあつてひどく 気になる	あ る	下水臭等 の異臭	灰濁色	20度 未満	泡立って 流れている	河床全面に ミズワタが発生しているか、ヘドロ状になっている	汚れて いる	

備考 1. 補助指標の評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。

2. 生物指標の魚類項目のうち、「大変きれい」欄のイワナ・アマゴは河川上流・低水温域とする。

2-(3) 琵琶湖水質調査結果 一昭和41～60年度

(滋賀県・近畿地方建設局琵琶湖工事事務所、県立衛生環境センター調査)

(1) 透明度 (単位m)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	5.8	5.1	5.4	4.1	5.8	4.3	4.2	5.1	5.5	5.7	5.7	4.6	4.2	4.4	4.8	4.9	5.0	5.3	6.0	4.8
南湖平均	1.9	1.8	1.6	1.9	1.9	1.8	2.0	1.8	2.2	2.3	2.5	2.0	1.7	1.7	1.9	2.1	1.8	2.0	1.8	1.9
瀬田川平均	1.7	1.4	1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.7	1.9	2.5	2.7	1.8	1.5	1.6	1.8	1.8	2.0	1.6	1.6	1.8

(2) pH (水素イオン濃度)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	7.9	8.1	7.9	8.2	8.0	8.0	8.4	8.1	8.0	7.8	8.0	8.0	8.1	8.2	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.1
南湖平均	7.7	7.8	7.5	7.8	7.5	8.3	8.1	7.9	8.1	7.9	8.2	8.1	8.0	8.2	8.3	8.2	8.1	8.1	8.0	8.2
瀬田川平均	7.5	7.7	7.4	7.8	7.3	8.2	7.9	7.7	7.8	8.0	7.8	8.0	7.8	8.1	8.3	8.0	8.0	8.1	7.9	8.0

(3) 溶存酸素飽和度(DO) (単位 %)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	99	102	102	102	104	106	106	104	106	103	107	113	102	102	104	103	102	101	101	9.8
南湖平均	99	101	96	101	102	106	107	105	102	105	107	102	103	106	104	107	106	107	101	105
瀬田川平均	96	95	92	100	99	102	106	99	99	102	102	96	95	99	98	101	101	100	99	101

注：カッコ内は、溶存酸素濃度 (mg / ℓ) の平均値である。

(4) 生物化学的酸素要求量(BOD) (単位 mg / ℓ)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	0.6	0.7	0.4	0.6	0.5	1.0	0.8	0.7	0.7	0.9	0.8	1.0	1.0	0.8	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7
南湖平均	1.2	1.3	1.2	1.5	1.5	1.8	1.4	1.5	1.4	1.5	1.5	1.6	1.3	1.6	1.5	1.6	1.5	1.4	1.3	1.4
瀬田川平均	1.3	1.3	0.9	1.6	1.9	1.9	1.6	1.3	1.6	1.2	1.7	1.5	1.4	1.5	1.8	1.8	1.6	1.8	1.4	1.7

(5) 化学的酸素要求量(COD) (単位 mg / ℓ)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	—	—	—	—	—	—	1.7	2.3	1.9	1.7	1.4	2.1	2.4	2.4	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0	
南湖平均	—	—	—	—	—	—	2.9	3.1	2.8	2.2	3.0	2.8	3.4	3.4	3.2	3.2	3.0	2.8	2.6	3.0
瀬田川平均	—	—	—	—	—	—	2.5	3.4	2.8	2.3	2.4	3.0	3.3	3.6	3.2	3.3	3.2	3.0	2.9	3.0

(6) 悬濁物質 (SS) (單位mg/ℓ)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	1.1	2.1	1.6	0.9	1.3	1.9	2.1	1.5	1.4	1.2	1.4	1.9	1.6	2.2	2.2	1.9	1.6	1.4	1.2	1.7
南湖平均	6.0	6.2	6.6	3.1	8.0	6.9	6.7	6.8	8.4	4.7	4.0	4.1	6.8	8.4	6.2	5.4	6.7	5.4	5.8	7.5
瀬田川平均	8.3	10.0	20.7	2.2	7.3	5.8	4.7	6.3	7.9	6.1	3.4	3.4	7.6	8.0	6.7	7.7	6.3	6.0	6.3	7.2

(7) 大腸菌群數 (單位MPN/100mℓ)

年 度	4 1	4 2	4 3	4 4	4 5	4 6	4 7	4 8	4 9	5 0
北湖平均	8.0×10^2	3.7×10	9.6×10	2.7×10	2.8×10	4.5×10	1.7×10	6.0×10	5.6×10	1.0×10^2
南湖平均	9.8×10^2	1.9×10^2	7.8×10^2	7.8×10^2	5.7×10^2	7.6×10^2	1.1×10^3	7.1×10^2	5.7×10^2	2.2×10^2
瀬田川平均	6.5×10^3	6.6×10	1.1×10^3	1.5×10^3	2.8×10^3	3.7×10^2	5.0×10^2	2.7×10^3	3.7×10^2	5.9×10^2

年 度	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	5 8	5 9	6 0
北湖平均	2.5×10^2	9.8×10^2	2.5×10	1.2×10^2	1.4×10^2	1.8×10^2	1.1×10^2	1.1×10^2	3.0×10	2.6×10^2
南湖平均	8.2×10^2	1.0×10^3	1.2×10^3	1.3×10^3	7.4×10^2	1.1×10^3	6.7×10^2	1.8×10^2	3.7×10^2	5.5×10^2
瀬田川平均	5.5×10^3	4.6×10^3	4.4×10^3	1.4×10^3	1.1×10^3	1.4×10^3	9.0×10^2	1.5×10^3	3.0×10^2	7.1×10^2

(8) 総窒素 (T-N) (単位mg/ℓ)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
北湖平均	-	-	-	-	(0.19)	0.23	0.23	0.22	0.24	0.29	0.29	0.27	0.28	0.28	0.29	0.32	0.29	0.25	0.25	0.27	
南湖平均	-	-	-	-	(0.34)	(0.45)	0.45	0.48	0.42	0.47	0.53	0.46	0.43	0.46	0.41	0.41	0.42	0.40	0.35	0.37	0.41
瀬田川平均	-	-	-	-	0.51	0.47	0.39	0.36	0.42	0.36	0.38	0.41	0.46	0.50	0.47	0.44	0.40	0.46	0.38	0.49	0.48

注：カッコ内は測定地点数が異なるため参考値とした。

(9) 総リン (T-P) (単位mg/ℓ)

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	-	-	-	-	-	(0.012)	0.010	0.010	0.010	0.008	0.011	0.009	0.009	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.009
南湖平均	-	-	-	-	-	(0.027)	0.031	0.027	0.023	0.027	0.025	0.025	0.035	0.034	0.027	0.022	0.025	0.021	0.022	0.027
瀬田川平均	-	-	-	-	-	0.018	0.016	0.029	0.012	0.025	0.019	0.020	0.032	0.044	0.028	0.033	0.026	0.024	0.025	0.026

注：カッコ内は測定地点数が異なるため参考値とした。

(e) 隕イオン界面活性剤（単位 mg/ℓ ）

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
北湖平均	—	—	—	(0.02)	(0.01)	(0.04)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.00)	(0.01)	0.00	(0.01)	0.00	0.00	0.00
南湖平均	—	—	—	(0.02)	(0.03)	(0.02)	(0.02)	(0.04)	(0.01)	(0.01)	(0.02)	(0.01)	(0.00)	(0.00)	(0.02)	0.00	(0.01)	0.00	0.00	0.00
瀬田川平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(0.01)	(0.01)	(0.00)	0.00	(0.00)	0.00	0.00	0.00

注：カッコ内はMBAS値

(f) クロロフィルa（単位 $\mu g/\ell$ ）

年 度	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
北湖平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.5	5.0	6.1	5.2	4.7	2.7	3.8
南湖平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13.5	11.7	12.8	11.1	10.0	7.3	11.8
瀬田川平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15.7	14.8	16.5	14.7	12.4	8.0	12.6

(注) 1. 調査回数 北湖 : 2回／年

南湖・瀬田川 : 4回／年

(54 年度以降は 12回／年)

2. 調査定点 北湖 : 28 定点

南湖 : 19 定点

瀬田川 : 1 定点

(54 年度以降は瀬田川 2 定点)

3. 平均値はすべて延測定値を延測定期数で除した算術平均値で表わしました。

4. 経年変化のうち、北湖平均、南湖平均とも全測定期の平均値であるが、瀬田川平均は唐橋流心点のみとし、
先堰下の値は除外した。

2-(4) 主要河川の水質調査結果

河川名	類型	達成期間	pH		DO (mg/l)			BOD (mg/l)				SS (mg/l)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均値	最小～最大	m/n	平均値	75%値	最小～最大	m/n	平均値
☆真野川	A	イ	7.4～7.9	0/12	8.0～13	0/12	11	0.6～4.3	5/12	2.0	2.2	1～34	1/12	9
☆堆琴川	B	ハ	7.4～8.4	0/12	8.0～14	0/12	11	0.7～3.5	1/12	1.6	2.0	1～22	0/12	7
☆大正寺川	B	ハ	7.3～8.1	0/12	5.7～12	0/12	9.6	0.6～5.8	5/12	2.7	3.9	2～29	1/12	8
☆際川	B	ハ	7.3～7.7	0/12	6.2～9.7	0/12	8.2	3.1～31	12/12	1.4	1.8	6～35	3/12	16
百々川	—	—	7.0～7.5	7/5	6.7～9.3	7/5	8.1	1.2～5.8	7/5	3.4	5.8	2～10	7/5	4
☆兵田川	AA	ハ	7.2～7.7	0/12	4.5～9.6	7/12	6.6	2.8～23	12/12	1.0	1.6	1～22	0/12	9
☆盛越川	A	ハ	7.4～7.9	0/12	6.6～11	3/12	8.6	2.0～5.1	11/12	3.7	4.9	2～35	1/12	9
☆三田川	AA	ハ	7.2～7.7	0/12	6.2～9.8	3/12	8.6	1.8～59	12/12	1.6	1.6	2～32	2/12	14
☆多羅川	AA	ハ	6.9～7.3	0/12	5.6～9.4	5/12	7.5	4.1～37	12/12	1.6	1.8	4～36	2/12	12
☆千丈川	A	ハ	7.1～8.2	0/12	7.9～11	0/12	9.5	0.7～12	9/12	5.0	6.2	1～25	0/12	8
☆大石川	A	イ	7.2～7.9	0/12	8.0～13	0/12	11	0.4～1.5	0/12	0.9	1.1	<1～9	0/11	3

河川名	類型	達成期間	pH		DO (mg/l)			BOD (mg/l)				SS (mg/l)		
			最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均値	最小～最大	m/n	平均値	75%値	最小～最大	m/n	平均値
☆真野川	A	イ	7.3～8.1	0/12	8.5～14	0/12	11	0.8～4.0	4/12	2.1	3.4	2～10	0/12	5
☆堆琴川	B	ハ	7.0～8.8	2/12	6.1～15	0/12	11	0.6～2.3	0/11	1.4	1.5	1～19	0/12	7
☆大正寺川	B	ハ	7.3～9.1	4/12	8.0～13	0/12	10	2.1～5.3	9/12	3.8	4.7	4～15	0/12	7
☆際川	B	ハ	7.4～9.1	1/12	6.4～14	0/12	8.8	2.5～17	11/12	7.7	8.2	5～65	1/12	14
百々川	—	—	7.1～8.1	7/7	7.4～13	7/7	9.1	0.9～14	7/7	6.3	—	2～8	7/7	5
☆兵田川	AA	ハ	6.9～7.7	0/12	4.6～8.6	7/12	7.2	3.0～12	12/12	6.8	8.1	3～20	0/12	9
☆盛越川	A	ハ	7.5～8.1	0/12	6.4～11	4/12	8.3	1.6～8.2	10/12	4.5	5.6	2～27	1/12	9
☆三田川	AA	ハ	7.3～8.2	0/12	6.5～11	4/12	8.5	2.4～15	12/12	6.8	7.7	4～18	0/12	7
☆多羅川	AA	ハ	7.0～7.2	0/12	6.4～8.8	5/12	7.5	5.7～36	12/12	1.4	1.6	4～22	0/12	12
☆千丈川	A	ハ	7.2～7.7	0/12	7.1～10	1/12	9.0	1.4～11	8/12	3.9	3.6	1～14	0/12	6
☆大石川	A	イ	7.3～8.1	0/12	8.7～14	0/12	11	0.5～1.9	0/12	1.1	1.3	1～6	0/12	3

(注) ☆印：大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準類型指定河川を示す。

m : 環境上の基準に適合しない検体数

n : 総検体数

昭和 60 年度

大腸菌群数 (MPN/100mℓ)			総窒素 (mg/ℓ)			総りん (mg/ℓ)			カドミウム (mg/ℓ)		シアン (mg/ℓ)		鉛 (mg/ℓ)		クロム(6価) (mg/ℓ)		
最小～最大	m/n	平均値	最小～最大	m/n	平均値	75% 値	最小～最大	m/n	平均値	75% 値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	
1.3 × 10 ³ ~ 1.1 × 10 ⁵	12/12	2.3 × 10 ⁴	0.29 ~ 1.5	0/12	0.79	0.82	0.027 ~ 0.11	0/12	0.070	0.090	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
7.9 × 10 ³ ~ 1.1 × 10 ⁵	12/12	3.2 × 10 ⁴	0.24 ~ 1.6	0/12	0.71	0.82	0.041 ~ 0.12	0/12	0.083	0.092	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
4.6 × 10 ³ ~ 1.3 × 10 ⁵	12/12	1.9 × 10 ⁵	0.53 ~ 1.7	0/12	1.2	1.4	0.039 ~ 0.14	0/12	0.082	0.098	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.1 × 10 ⁵ ~ 2.6 × 10 ⁶	12/12	7.0 × 10 ⁵	1.4 ~ 5.9	11/12	3.7	4.6	0.16 ~ 1.1	10/12	0.54	0.70	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
6.3 × 10 ⁴ ~ 7.9 × 10 ⁵	7/5	4.3 × 10 ⁵	1.1 ~ 1.8	7/5	1.5	3.3	0.064 ~ 0.19	7/5	0.14	0.44	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
3.1 × 10 ⁴ ~ 1.1 × 10 ⁶	12/12	4.3 × 10 ⁵	1.0 ~ 4.3	11/12	2.5	2.7	0.079 ~ 0.30	11/12	0.18	0.24	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.7 × 10 ⁴ ~ 3.3 × 10 ⁵	12/12	9.2 × 10 ⁴	0.93 ~ 2.8	7/12	1.7	1.9	0.076 ~ 0.31	2/12	0.16	0.17	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.8 × 10 ⁴ ~ 4.9 × 10 ⁶	12/12	1.0 × 10 ⁵	0.78 ~ 6.4	11/12	3.1	3.8	0.056 ~ 0.35	11/12	0.28	0.30	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
2.3 × 10 ⁴ ~ 2.8 × 10 ⁷	12/12	4.5 × 10 ⁶	1.4 ~ 1.4	12/12	7.1	9.2	0.17 ~ 1.3	12/12	0.71	0.93	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
3.4 × 10 ² ~ 1.7 × 10 ⁵	11/12	7.7 × 10 ⁴	0.43 ~ 2.8	8/12	1.7	2.0	0.017 ~ 0.36	7/12	0.20	0.24	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
4.6 × 10 ² ~ 7.9 × 10 ³	11/12	4.7 × 10 ³	0.64 ~ 2.1	1/12	1.2	1.3	0.017 ~ 0.052	0/12	0.031	0.041	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02

昭和 61 年度

大腸菌群数 (MPN/100mℓ)			総窒素 (mg/ℓ)			総りん (mg/ℓ)			カドミウム (mg/ℓ)		シアン (mg/ℓ)		鉛 (mg/ℓ)		クロム(6価) (mg/ℓ)		
最小～最大	m/n	平均値	最小～最大	m/n	平均値	75% 値	最小～最大	m/n	平均値	75% 値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	
1.8 × 10 ³ ~ 1.3 × 10 ⁵	12/12	2.8 × 10 ⁴	0.35 ~ 1.12	0/12	0.81	0.93	0.040 ~ 0.252	1/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.4 × 10 ³ ~ 7.9 × 10 ⁴	12/12	2.6 × 10 ⁴	0.34 ~ 1.25	0/11	0.80	0.91	0.026 ~ 0.110	0/11	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
2.2 × 10 ³ ~ 7.0 × 10 ⁵	11/12	1.2 × 10 ⁵	0.79 ~ 3.12	3/12	1.55	1.59	0.043 ~ 0.302	1/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
2.3 × 10 ⁴ ~ 2.6 × 10 ⁶	12/12	5.5 × 10 ⁵	1.90 ~ 6.83	11/12	3.71	0.447	0.194 ~ 0.623	11/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
2.4 × 10 ⁴ ~ 4.9 × 10 ⁵	7/7	1.6 × 10 ⁵	1.02 ~ 2.78	7/7	1.78	—	0.075 ~ 0.357	7/7	1.79	—	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
4.6 × 10 ⁴ ~ 3.3 × 10 ⁶	12/12	7.6 × 10 ⁵	1.13 ~ 2.54	12/12	1.59	1.68	0.075 ~ 0.353	7/11	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.1 × 10 ⁴ ~ 4.9 × 10 ⁵	12/12	1.3 × 10 ⁵	0.81 ~ 9.78	9/12	2.94	3.27	0.078 ~ 0.731	7/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.7 × 10 ⁴ ~ 1.2 × 10 ⁶	12/12	3.5 × 10 ⁵	1.72 ~ 4.61	12/12	2.97	3.68	0.118 ~ 0.386	12/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.4 × 10 ⁴ ~ 7.0 × 10 ⁶	12/12	2.0 × 10 ⁶	3.16 ~ 12.5	12/12	7.67	9.03	0.269 ~ 1.13	12/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
2.4 × 10 ⁴ ~ 3.3 × 10 ⁵	12/12	1.2 × 10 ⁵	1.06 ~ 3.54	10/12	2.21	2.52	0.080 ~ 0.353	8/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02
1.7 × 10 ³ ~ 7.0 × 10 ⁴	12/12	2.0 × 10 ⁴	0.55 ~ 1.82	1/12	1.01	1.17	0.021 ~ 0.069	0/12	0.	0.	0/2	< 0.005	0/2	不検出	0/2	< 0.05	0/2 < 0.02

県環境基準設定河川の水質調査結果

河川名	類型	達成期間	p H		D O (mg / ℓ)			B O D (mg / ℓ)			S S (mg / ℓ)			大腸菌群数 (MPN / 100ml)				
			最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	平均 値	最小 ～最大	m/n	平均 値	75% 値	最小 ～最大	m/n	平均 値	最小 ～最大	m/n	平均 値	
天神川	A	八	7.1～8.8	2/12	6.5～14	1/12	11	0.9～81	11/12	3.8	3.5	1～10	0/12	5	7×10～ 22×10 ⁵	11/12	3.6× 10 ³	
大宮川	AA	八	6.9～9.6	2/12	6.4～14	1/12	11	1.4～10.1	11/12	5.3	6.1	<1～11	0/12	3	1.4×10～ 5.4×10 ⁵	11/12	7.9× 10 ⁴	
柳川	AA	八	7.1～8.7	1/12	7.1～15	1/12	9.9	0.5～130	9/12	3.8	4.1	<1～11	0/12	5	2.3×10 ³ 7.9×10 ⁴	12/12	2.1× 10 ⁴	
吾妻川	AA	八	6.9～8.5	0/12	5.9～14	3/12	9.1	1.5～84	12/12	4.1	5.0	<1～23	0/12	4	3.3×10 ³ 2.4×10 ⁵	12/12	4.6× 10 ⁴	
相模川	AA	八	6.8～8.8	2/12	6.1～13	3/12	9.2	1.2～71	12/12	3.6	5.1	1～35	1/12	5	3.3×10 ³ 1.7×10 ⁵	12/12	3.9× 10 ⁴	
大戸川	(中流)	A	イ	6.7～7.8	0/12	7.4～12	1/12	8.8	0.5～2.4	2/12	1.3	1.8	<1～5	0/12	3	1.4×10～ 2.3×10 ⁴	5/12	3.3× 10 ³
	(下流)	A	イ	6.9～7.9	0/12	6.4～12	2/12	9.6	0.5～3.6	5/12	1.6	2.4	<1～22	0/12	4	7.0～ 2.3×10 ⁴	7/12	4.9× 10 ³
信楽川	(中流)	A	イ	7.0～7.9	0/12	7.3～12	1/12	9.5	0.5～3.1	1/12	1.3	1.6	<1～6	0/12	2	0～ 2.3×10 ³	4/12	7.5× 10 ²
	(下流)	A	イ	6.7～7.7	0/12	6.9～13	2/12	9.6	0.5～2.8	1/12	1.2	1.6	<1～5	0/12	1	2.4×10 ² 4.9×10 ⁴	7/12	2.0× 10 ³

河川名	類型	達成期間	p H		D O (mg / ℓ)			B O D (mg / ℓ)			S S (mg / ℓ)			大腸菌群数 (MPN / 100ml)				
			最小 ～最大	m/n	最小 ～最大	m/n	平均 値	最小 ～最大	m/n	平均 値	75% 値	最小 ～最大	m/n	平均 値	最小 ～最大	m/n	平均 値	
天神川	A	八	7.6～9.1	3/12	9.0～16	0/12	12	1.0 ～7.7	7/12	2.6	2.7	2～10	0/11	6	2.1×10 ³ 2.2×10 ⁵	12/12	7.0× 10 ⁴	
大宮川	AA	八	7.5～9.6	5/12	8.1～15	0/12	12	0.9 ～6.9	6/12	2.6	2.9	1～11	0/12	4	3.3×10 ³ 3.3×10 ⁵	12/12	9.8× 10 ⁴	
柳川	AA	八	7.5～9.3	1/12	8.1～15	0/12	10	0.8 ～5.6	9/12	1.9	1.4	2～18	0/11	8	7.9×10 ² 1.7×10 ⁵	12/12	4.2× 10 ⁴	
吾妻川	AA	八	7.2～8.9	3/12	8.4～14	0/12	10	0.8 ～4.9	10/12	2.0	2.0	<1～12	0/12	4	3.3×10 ³ 2.3×10 ⁵	12/12	6.1× 10 ⁴	
相模川	AA	八	7.4～9.2	5/12	8.9～13	0/12	10	1.4 ～5.3	12/12	3.0	3.8	2～17	0/12	7	1.3×10 ⁴ 2.2×10 ⁵	12/12	8.2× 10 ⁴	
大戸川	(中流)	A	イ	7.2～7.7	0/12	7.8～13	0/12	10	0.4 ～1.2	0/12	0.7	0.6	1～9	0/12	4	2.1×10 ² 1.7×10 ⁴	11/12	7.0× 10 ³
	(下流)	A	イ	7.2～7.7	0/12	8.2～13	0/12	11	<0.5 ～1.0	0/12	0.7	0.8	2～19	0/12	6	7.9×10 ² 1.7×10 ⁵	10/12	3.2× 10 ⁴
信楽川	(中流)	A	イ	7.0～7.9	0/12	8.5～13	0/12	10	<0.5 ～0.7	0/12	0.5	0.6	<1～4	0/12	2	1.7×10 ² 7.9×10 ³	6/12	2.4× 10 ³
	(下流)	A	イ	7.0～7.6	0/12	8.6～13	0/12	11	<0.5 ～0.8	0/12	0.6	0.6	<1～3	0/12	2	4.9×10 ² 1.1×10 ⁴	11/12	3.6× 10 ³

(備考)

": 環境基準値を超える検体数

" : 総検体数

2-(5) 特定工場等の業種別届出状況
(法律及び県条例)

62. 3. 31現在

	番号	業種・施設名	特定事業場数	排水量 30 m ³ /日以上	排水量 30 m ³ /日未満	有害物質取扱場 事業
水	1	水洗炭業	1	1	8	
	1 の 2	畜産業	8			
	2	畜産食料品製造業	1	1		
	3	水産食料品製造業	3	1	2	
	4	保存食料品製造業	5		5	
	5	みそ・しょう油等の製造業	3		3	
	8	パン・菓子の製造業・製あん業	1	1		
	10	飲料製造業	3	1	2	
	16	めん類製造業	2		2	
	17	豆腐製造業	12		1 2	
	19	紡績業または繊維製品製造業	6	2	4	
質	21	化学繊維製造業	1	1	1	
	23	パルプ・紙製造業	1	1		
	27	無機化学工業製品製造業	1	1		
	30	発酵工業	1	1		
	33	合成樹脂製造業	1	1	1	
汚	47	医薬品製造業	1	1		
	55	生コシクリート製造業	6	1	5	
	58	窯業原料精製業	2	1	1	
	59	碎石工業	1	1		
濁	60	砂利採取業	1		1	

61～65	鉄鋼・機械器具製造・酸アルカリによる表面処理施設	11	7	4	4
64の2	淨水場	4	3	1	1
66の2	旅館業	114	25	89	
67	洗たく業	16	1	15	
68	写真現像業	6	1	5	
68の2	病院（病床数が300以上）	1	1		
69	と畜業	1	1		
70の2	自動車分解整備事業	1		1	
71	自動式車両洗浄施設	50	1	49	
71の2	試験研究機関	11	7	4	
71の3	一般廃棄物処理施設の焼却施設	3		3	
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1		
72	し尿処理施設（処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽は除く）	39	36	3	
73	下水道終末処理施設	2	2		
74	特定排出水処理施設	2	1	1	
湖-1	病院（病床数が120以上299以下）	2	2		
湖-2	し尿浄化槽（処理対象人員が201人以上500人以下）	36	25	11	
76	湿式集じん施設	3		3	
77	脱脂施設（酸アルカリによる表面処理施設を除く）	2	1	1	1
78	プラスチック製品製造業	11	5	6	
81	実験検査施設	2	1	1	
	計	380	137	243	8

※ 県条例： 県公害防止条例に基づく横出し施設

資料3 大気関係

3-(1) 二酸化硫黄年度別測定結果

晴嵐局

年 度	有 定 効 日 (日)	測 定 時 間 (時間)	年 平 均 値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1時間値が 0.1 ppmを超 えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04 ppmを 超えた日数 (日)	1時間値の 最高 高 値 (ppm)		日平均値の 最高 高 値 (ppm)
							最高 高 値 (ppm)	高 値 (ppm)	
49	235	6,287	0.010	0.026	0	0	0.092	0.028	0.028
50	322	7,739	0.011	0.020	0	0	0.054	0.024	0.024
51	334	8,246	0.012	0.020	0	0	0.070	0.026	0.026
52	331	8,195	0.010	0.013	0	0	0.093	0.024	0.024
53	329	7,998	0.014	0.022	0	0	0.075	0.032	0.032
54	324	7,846	0.011	0.020	1	0	0.104	0.023	0.023
55	315	7,625	0.013	0.025	0	0	0.098	0.032	0.032
56	344	8,287	0.015	0.030	0	0	0.094	0.037	0.037
57	352	8,434	0.011	0.019	0	0	0.078	0.024	0.024
58	353	8,445	0.012	0.022	0	0	0.045	0.024	0.024
59	338	8,086	0.017	0.033	0	0	0.056	0.037	0.037
60	欠測								
61	347	8,313	0.005	0.011	0	0	0.037	0.013	0.013

3-(2) 二酸化硫黄月間値測定結果

情嵐局

項 目	昭和61年												年間 年 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	30	28	30	31	30	24	28	31	31	28	26	347	
測定期時間	718	672	717	719	743	718	575	671	742	742	672	624	
月平均値	ppm	0.007	0.006	0.008	0.006	0.005	0.003	0.004	0.005	0.004	0.006	0.005	
1時間値が0.1 ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日平均値が0.04 ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値の最高値	ppm	0.034	0.017	0.029	0.037	0.017	0.014	0.011	0.014	0.016	0.022	0.033	
日平均値の最高値	ppm	0.011	0.010	0.013	0.013	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008	0.013	0.010	

3-(3) 硝素酸化物年度別測定結果

年 度	二酸化窒素 (NO ₂)												年 度	窒素酸化物 (NO+NO ₂)											
	一酸化窒素 (NO)	年平均	1時間値の年間98%値	有効測定期間	測定期間	日数	時間	日平均値の年間98%値	日平均値	1時間値が0.04~0.06 ppmを超えた時間数	1時間値が0.04~0.06 ppmを超えた時間数	1時間値が0.04~0.06 ppmを超えた時間数		測定期間	日数	測定期間	日数	年平均値	年平均値	NO + NO ₂					
年 度	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(日)	(日)	(時間)	(時間)	(時間)	(日)	(時間)	(時間)	(日)	(時間)	(時間)	(日)	(時間)	(時間)	(%)			
54	3.54	8.528	0.015	0.255	0.062	354	8.522	0.019	0.037	3	0	406	28	0.086	0.042	354	8.522	0.034	55.9						
55	3.19	7.665	0.016	0.290	0.065	319	7.666	0.019	0.037	5	0	412	36	0.087	0.046	319	7.664	0.035	54.3						
56	2.82	6.752	0.020	0.382	0.124	282	6.755	0.020	0.042	8	0	362	44	0.085	0.048	282	6.752	0.039	51.3						
57	3.37	8.076	0.015	0.373	0.073	337	8.076	0.017	0.035	3	0	240	21	0.096	0.046	337	8.076	0.032	53.1						
58	2.97	7.125	0.018	0.305	0.070	297	7.125	0.018	0.036	0	0	313	16	0.070	0.039	297	7.125	0.036	50.0						
59	3.09	7.404	0.016	0.300	0.080	309	7.404	0.021	0.043	14	0	543	55	0.093	0.052	309	7.404	0.037	55.3						
60	3.44	8.243	0.019	0.403	0.100	344	8.243	0.018	0.041	10	0	494	28	0.081	0.055	344	8.243	0.036	48.1						
61	3.02	7.244	0.016	0.332	0.102	302	7.244	0.020	0.042	7	0	443	35	0.095	0.056	302	7.244	0.035	57.1						

年 度	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)			有効測定日数	測定期間 (日)	平均値の年間 (ppm)	1時間の最高値	日平均値の年間 (ppm) 98%を超えた日数	日平均値の年間 (ppm) 0.04~0.06 ppm を超えた日数	日平均値の年間 (ppm) 0.06 ppm を超えた時間の数	1時間が0.04~0.06 ppm の時間の数	1時間が0.04~0.06 ppm の時間の数	日平均値の年間 (ppm) 0.06 ppm を超えた時間の数	日平均値の年間 (ppm) 0.06 ppm を超えた時間の数	窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
	測定期間	有効測定期間	測定期間	測定期間	有効測定期間	測定期間													
57	181	4,322	0.007	0.101	-	181	4,322	0.014	-	2	0	180	8	0.092	0.046	181	4,322	0.021	71.4
58	339	8,084	0.004	0.093	0.020	340	8,111	0.012	0.031	0	0	129	5	0.080	0.037	340	8,109	0.016	75.0
59	311	7,436	0.006	0.156	0.031	311	7,436	0.011	0.029	0	0	74	4	0.080	0.037	311	7,436	0.017	64.7
60	341	8,131	0.004	0.100	0.020	345	8,227	0.012	0.032	2	0	133	17	0.077	0.049	341	8,131	0.016	74.3
61	267	6,736	0.006	0.099	0.030	310	7,405	0.013	0.033	1	0	179	10	0.070	0.041	267	6,376	0.019	68.4

3-(4) 窒素酸化物月間値測定結果

60年度

藤尾局

一酸化窒素 (NO)

項目	昭和60年			昭和61年			年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
有効測定日数	30	30	30	31	30	31	29
測定期間	719	720	720	744	744	743	693
月平均値	0.007	0.006	0.011	0.008	0.013	0.022	0.043
1時間値の最高値	0.074	0.072	0.048	0.049	0.040	0.118	0.200
日平均値の最高値	0.018	0.016	0.020	0.024	0.018	0.026	0.079

二酸化窒素 (NO₂)

項目	昭和 60 年												昭和 61 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間		
有効測定日数	日	30	30	31	31	30	31	29	30	26	28	18	344		
測定期間	時間	719	720	720	744	744	718	743	693	720	618	672	432	8,243	
月平均値	ppm	0.019	0.017	0.009	0.009	0.007	0.018	0.023	0.024	0.029	0.019	0.021	0.017	0.018	
日平均値が 0.04 ppm ~ 0.06 ppm の日数	日	0	0	0	0	0	0	1	2	6	0	1	0	10	
日平均値が 0.06 ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値の最高値	ppm	0.075	0.057	0.040	0.033	0.024	0.050	0.081	0.066	0.079	0.064	0.059	0.059	0.081	
日平均値の最高値	ppm	0.037	0.032	0.016	0.015	0.013	0.031	0.042	0.045	0.055	0.034	0.040	0.030	0.055	
1時間値が 0.04 ppm ~ 0.06 ppm の時間数	時間	30	35	1	0	0	23	43	76	144	54	49	39	494	
1時間値が 0.06 ppm を超えた時間数	時間	3	0	0	0	0	0	3	2	18	2	0	0	28	

塩素酸化物 (NO+NO₂)

項目	昭和 60 年												昭和 61 年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間		
有効測定日数	日	30	30	31	31	30	31	29	30	26	28	18	344		
測定期間	時間	719	720	720	744	744	718	743	693	720	618	672	432	8,243	
月平均値	ppm	0.026	0.023	0.015	0.021	0.015	0.031	0.045	0.067	0.074	0.045	0.050	0.026	0.036	
NO ₂ / NO ₂ + NO	%	72.5	71.8	60.2	45.2	49.2	57.3	51.0	35.6	39.1	43.1	41.5	64.2	48.1	

下阪本局

—酸化窒素 (NO)

項目	昭和60年												昭和61年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間			
有効測定日数	27	25	19	30	31	30	31	30	31	31	28	28	341			
測定期間	648	594	455	717	740	714	739	716	736	739	663	670	8,131			
月平均値	ppm	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.004	0.004	0.006	0.009	0.006	0.006	0.003	0.004		
1時間値の最高値	ppm	0.030	0.020	0.018	0.020	0.011	0.018	0.034	0.086	0.100	0.092	0.096	0.046	0.100		
日平均値の最高値	ppm	0.003	0.006	0.009	0.004	0.005	0.011	0.029	0.045	0.040	0.019	0.011	0.045			

二酸化窒素 (NO₂)

項目	昭和60年												昭和61年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間			
有効測定日数	27	29	19	30	31	30	31	30	31	31	28	28	345			
測定期間	648	690	455	717	740	714	739	716	736	739	663	670	8,227			
月平均値	ppm	0.010	0.011	0.009	0.012	0.008	0.010	0.011	0.013	0.016	0.013	0.014	0.012	0.012		
日平均値が0.04 ppm～ 0.06 ppmの日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2		
日平均値が0.06 ppmを 超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1時間値の最高値	ppm	0.049	0.045	0.031	0.047	0.025	0.036	0.047	0.055	0.058	0.076	0.077	0.061	0.077		
日平均値の最高値	ppm	0.020	0.021	0.015	0.023	0.016	0.018	0.021	0.034	0.035	0.049	0.039	0.032	0.049		
1時間値が0.04 ppm～ 0.06 ppmの時間数	時間	4	1	0	4	0	0	5	22	16	36	36	9	0.13		
1時間値が0.06 ppmを 超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	1	17			

窒素酸化物 (NO+NO₂)

項 目	昭和60年												年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	27	25	19	30	31	30	31	30	31	31	28	28	341
測定期間	648	594	455	717	740	714	739	716	736	739	663	670	8,131
月平均値	ppm	0.013	0.012	0.015	0.010	0.012	0.014	0.019	0.025	0.019	0.020	0.015	0.016
NO ₂ /NO+NO ₂	%	82.7	84.2	81.1	80.0	80.8	77.1	66.3	64.2	69.3	71.3	78.4	74.3

61年度

藤尾局

一酸化窒素 (NO)

項 目	昭和61年												年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	28	31	28	31	11	30	31	30	10	31	29	12	302
測定期間	672	744	672	744	264	720	743	719	240	744	694	288	7,244
月平均値	ppm	0.006	0.008	0.004	0.009	0.007	0.011	0.021	0.029	0.030	0.027	0.014	0.016
1時間値の最高値	ppm	0.150	0.137	0.076	0.085	0.094	0.112	0.172	0.242	0.107	0.287	0.332	0.332
日平均値の最高値	ppm	0.017	0.033	0.023	0.033	0.025	0.024	0.044	0.076	0.051	0.077	0.102	0.102

二氧化窒素 (NO₂)

項 目	昭和 61 年												年間 年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日 28	31	28	31	11	30	31	30	10	31	29	12	302
測定期間	時間 672	744	672	744	264	720	743	719	240	744	694	288	7,244
月平均値	ppm 0.016	0.015	0.016	0.014	0.011	0.019	0.024	0.026	0.025	0.021	0.024	0.022	0.020
日平均値が 0.04 ppm ~ 0.06 ppm の日数	日 0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	3	0	7
日平均値が 0.06 ppm を超えた日数	日 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	ppm 0.056	0.054	0.083	0.046	0.043	0.052	0.065	0.095	0.060	0.060	0.077	0.053	0.095
日平均値の最高値	ppm 0.031	0.031	0.026	0.021	0.022	0.027	0.045	0.050	0.038	0.043	0.056	0.038	0.056
1時間値が 0.04 ppm ~ 0.06 ppm の時間数	時間 13	29	34	4	2	16	65	78	31	63	91	17	443
1時間値が 0.06 ppm を超えた時間数	時間 0	0	1	0	0	0	5	15	0	0	14	0	35

塩素酸化物 (NO + NO₂)

項 目	昭和 61 年												年間 年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日 28	31	28	31	11	30	31	30	10	31	29	12	302
測定期間	時間 672	744	672	744	264	720	743	719	240	744	694	288	7,244
月平均値	ppm 0.021	0.022	0.020	0.023	0.018	0.029	0.044	0.055	0.055	0.048	0.051	0.035	0.035
NO ₂ / NO + NO ₂	% 76.2	68.2	80.0	60.9	61.1	65.5	54.6	47.3	45.5	43.8	47.1	62.9	57.1

下阪本局

一酸化窒素 (NO)

項目		昭和 61 年						昭和 62 年						年間	
	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	31	25	14	0	14	2	30	31	31	28	31	267	
測定期間	時間	713	741	594	328	0	336	47	719	744	742	671	741	6,376	
月平均値	ppm	0.003	0.002	0.002	0.002	—	0.002	0.004	0.009	0.013	0.008	0.007	0.005	0.006	
1時間値の最高値	ppm	0.030	0.015	0.008	0.046	—	0.009	0.012	0.082	0.099	0.091	0.081	0.053	0.099	
日平均値の最高値	ppm	0.009	0.004	0.003	0.006	—	0.005	0.004	0.022	0.046	0.043	0.030	0.018	0.046	

二酸化窒素 (NO₂)

項目		昭和 61 年						昭和 62 年						年間	
	日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
有効測定日数	日	30	31	25	29	0	14	30	30	31	31	28	31	310	
測定期間	時間	713	741	594	688	0	336	716	719	744	742	671	741	7,405	
月平均値	ppm	0.013	0.010	0.010	0.010	—	0.009	0.011	0.019	0.017	0.014	0.016	0.014	0.013	
日平均値が 0.04 ppm ~ 0.06 ppm の日数	日	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	1	0	1	
日平均値が 0.06 ppm を超えた日数	日	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値の最高値	ppm	0.054	0.035	0.041	0.032	—	0.035	0.070	0.067	0.061	0.048	0.066	0.053	0.070	
日平均値の最高値	ppm	0.032	0.022	0.019	0.017	—	0.014	0.038	0.037	0.031	0.036	0.041	0.039	0.041	
1時間値が 0.04 ppm ~ 0.06 ppm の時間数	時間	11	0	1	0	—	0	10	47	31	16	39	24	179	
1時間値が 0.06 ppm を超えた時間数	時間	0	0	0	0	—	0	4	1	2	0	3	0	10	

塩素酸化物 (NO_x+NO₂)

項 目	昭和 61 年												年間 年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	30	31	25	14	0	14	2	30	31	31	28	31	267
測定時間	713	741	594	328	0	336	47	719	744	742	671	741	6,376
月平均値	0.016	0.012	0.012	0.011	—	0.011	0.015	0.028	0.030	0.022	0.023	0.018	0.019
NO ₂ /NO _x +NO ₂	%	81.3	83.3	83.3	90.9	—	81.8	73.3	67.9	63.6	69.6	77.8	68.4

3-(5) 浮遊粉じん年度別測定結果

年 度 (年)	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	1時間値が0.2 mg/m ³ を超えた 時間数 (時間)	日平均値が0.1 mg/m ³ を超えた 日数 (日)	1時間値の 最高値 (mg/m ³)	日平均値の 最高値 (mg/m ³)
49	288	6,900	0.02	0.06	12	3	0.31	0.14
50	171	4,102	0.02	0.07	2	0	0.33	0.09
51	357	8,431	0.01	0.02	0	0	0.07	0.04
52	252	6,125	0.01	0.02	0	0	0.06	0.03
53	281	6,179	0.05	0.11	8	13	0.22	0.07
54	322	7,785	0.03	0.13	69	14	0.32	0.28
55	320	7,688	0.02	0.06	1	1	0.50	0.10
56	332	7,956	0.02	0.04	8	1	0.50	0.12
57	359	8,602	0.02	0.04	3	2	0.94	0.13
58	362	8,672	0.023	0.050	0	0	0.160	0.075
59	345	8,337	0.030	0.067	97	5	0.369	0.254
60	207	4,955	0.016	0.064	0	0	0.136	0.073
61	267	6,388	0.039	0.087	6	1	0.368	0.100

(注) 浮遊粉じんとは、光散乱法(61年度のみベータ線吸収法)による相対濃度計指示値そのまゝのものであり、浮遊粒子状物質の重量濃度へ換算しないものという。

3-（6）浮遊粉じん月間直測定結果

晴嵐局

項 目	昭和60年												年間 年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	30	24	29	31	31	30	11	0	0	0	0	0	21
測定期間	719	576	693	742	743	716	264	0	0	0	0	0	207
月平均値	mg/m ³	0.025	0.021	0.015	0.020	0.012	0.010	0.010	—	—	—	—	4,955
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0.008
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	0.016
1時間値の最高値	mg/m ³	0.080	0.058	0.136	0.100	0.083	0.021	0.018	—	—	—	—	0.136
日平均値の最高値	mg/m ³	0.033	0.039	0.071	0.071	0.073	0.017	0.013	—	—	—	—	0.073

項 目	昭和61年												年間 年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	30	28	30	0	14	18	3	28	31	31	28	26	267
測定期間	718	671	717	0	334	429	71	670	741	741	672	624	6,388
月平均値	mg/m ³	0.043	0.032	0.044	—	0.040	0.044	0.046	0.044	0.043	0.029	0.036	0.039
1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	時間	0	0	0	—	0	0	0	3	3	0	0	6
日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日	0	0	0	—	0	0	0	1	0	0	0	1
1時間値の最高値	mg/m ³	0.126	0.127	0.128	—	0.193	0.146	0.147	0.368	0.271	0.166	0.194	0.157
日平均値の最高値	mg/m ³	0.080	0.075	0.080	—	0.064	0.063	0.085	0.089	0.100	0.087	0.070	0.100

3-(7) ローポリウム・エーサンプラーによる浮遊粒子状物質調査結果

調査地点	年度	調査月日	浮遊粒子状物質量 ($\mu g/m^3$)
大津市役所	60	4.8 ~ 4.19	21.4
		5.9 ~ 5.20	23.9
		6.6 ~ 6.19	22.9
		7.4 ~ 7.16	27.7
		8.3 ~ 8.12	12.0
		9.13 ~ 9.25	14.9
	61	10.7 ~ 10.14	27.2
		11.6 ~ 11.20	19.2
		12.5 ~ 12.17	21.3
		1.7 ~ 1.17	24.5
		2.5 ~ 2.15	26.9
		3.12 ~ 3.24	22.1
大谷ポンプ場	60	平 均	22.0
		7.14 ~ 7.22	18.5
		8.23 ~ 9.3	18.3
		9.20 ~ 9.30	19.5
		10.1 ~ 10.11	17.7
		11.5 ~ 11.14	26.4
	61	12.6 ~ 12.17	34.2
		1.7 ~ 1.17	24.5
		※2.7 ~ 2.18	36.5
		3.9 ~ 3.19	24.6
		平 均	23.0
		平 均	—
晴嵐支所	61	平 均	8.5 ~ 8.15
		60	10.14 ~ 10.24
		平 均	31.1
		60	1.1.29 ~ 1.2.5
真野ガス供給所	60	5.21 ~ 暫止	31.9
		平 均	8.12 ~ 8.27
		60	2.15 ~ 2.25
		61	9.4 ~ 9.12
平 均	61	1.1.20 ~ 1.2.1	30.5
		2.24 ~ 3.3	25.5
		平 均	28.0
		60	6.19 ~ 6.29
浮遊粒子状物質量 ($\mu g/m^3$)	61	9.25 ~ 10.5	18.3
		12.25 ~ 1.7	25.0
		平 均	—
		12.17 ~ 12.25	21.1
浮遊粒子状物質量 ($\mu g/m^3$)	61	3.20 ~ 4.2	20.6
		平 均	20.9

* 設置場所の周辺で建設工事があつたため参考値とする。

3-(8) ハイボリウム・エアーサンブラーによる浮遊粉じん調査結果
 (各調査地点の年間平均値)

単位： $\mu g/m^3$

調査地點	項目	浮遊粉じん量	鉛量	カドミウム量	鉄量	マンガン量	亜鉛量	クロム量	銅量	アルミニウム量	硫酸オノン量	硝酸オノン量
年度	年度											
大津市役所	5.9	65.3	0.056	< 0.001	1.40	0.036	0.103	0.004	0.118	0.512	14.4	3.9
	6.0	50.2	0.037	< 0.001	1.08	0.031	0.102	0.004	0.121	0.372	—	—
平均	6.1	46.6	0.039	< 0.001	1.12	0.028	0.091	0.004	0.161	—	—	—
晴嵐支所	5.9	57.5	0.054	< 0.001	0.62	0.022	0.079	< 0.003	0.195	0.389	9.7	3.2
	6.0	47.2	< 0.020	< 0.001	0.69	0.021	0.060	< 0.003	0.209	0.516	—	—
平均	6.1	72.6	0.067	< 0.001	1.50	0.041	0.174	0.007	0.138	—	—	—
大谷ポンプ場	5.9	104.5	0.076	0.001	1.10	0.048	0.225	0.004	0.102	0.709	18.1	6.1
	6.0	70.8	0.034	< 0.001	0.86	0.021	0.132	0.003	0.117	0.267	—	—
真供野給水所	6.1	66.3	0.038	< 0.001	0.86	0.026	0.107	0.004	0.093	—	—	—
平均	8.0.5	80.5	0.049	< 0.001	0.94	0.032	0.155	0.004	0.104	0.488	18.1	6.1
5.9	39.9	< 0.020	< 0.001	0.26	0.015	0.055	< 0.003	0.351	0.208	9.2	2.1	
6.0	35.5	< 0.020	< 0.001	0.34	< 0.010	0.035	0.011	0.242	0.196	—	—	
6.1	30.7	< 0.020	< 0.001	0.27	< 0.010	0.038	0.003	0.152	—	—	—	
平均	0.354	< 0.020	< 0.001	0.29	0.012	0.043	0.006	0.248	0.202	9.2	2.1	

3-(9) オキシダント年度別測定結果

市役所局

年度	屋間測定日	屋間測定期間	屋間の1時間値が 0.06 ppmを超えた日 数と時間数		屋間の1時間値が 0.12 ppmを超えた日 数と時間数		屋間の1 時間値の 最高値 （ ppm ）	屋間の日最 高1時間値 の年平均値 （ ppm ）
			(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)
48	73	1,076	30	107	0	0	0.125	0.051
49	138	2,027	60	336	1	1	0.160	0.056
50	151	2,243	17	59	0	0	0.110	0.032
51	118	1,790	17	60	0	0	0.140	0.025
52	77	1,088	43	218	0	0	0.130	0.065
53	190	2,613	46	193	1	1	0.120	0.048
54	158	2,242	58	227	2	5	0.109	0.054
55	191	2,849	47	203	5	8	0.145	0.047
56	136	2,011	19	47	0	0	0.092	0.041
57	179	2,674	45	197	0	0	0.110	0.043
58	146	2,120	33	122	0	0	0.110	0.042
59	115	1,719	44	184	5	8	0.143	0.054
60	129	1,825	19	65	0	0	0.100	0.038
61	333	4,920	38	172	3	3	0.139	0.040

3-(10) オキシダント月間値測定結果

項目	日	昭和60年				年間
		5月	6月	7月	8月	
昼間測定期日数	日	18	17	19	31	30
昼間測定期時間	時間	258	221	267	454	447
昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数	日	4	2	3	2	6
昼間の1時間値が0.12 ppmを超えた日数と時間数	時間	13	3	10	6	21
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.097	0.066	0.100	0.090	0.078
昼間の日平均値の最高値	ppm	0.053	0.046	0.053	0.040	0.051
昼間の日最高1時間値の平均値	ppm	0.047	0.038	0.034	0.027	0.045

項 目	昭和 61 年						昭和 62 年						年間
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
昼間測定期日数	日	30	31	30	31	30	27	26	31	29	27	10	333
昼間測定期時間	時間	439	457	448	463	465	450	405	378	461	427	395	132 4,920
昼間の1時間値が0.06pm を超えた日数と時間数	日	7	10	13	5	0	3	0	0	0	0	0	38
昼間の1時間値が0.12pm を超えた日数と時間数	時間	24	51	76	17	0	4	0	0	0	0	0	172
昼間の1時間値の最高値	pm	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
昼間の1時間値の最高値	時間	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
昼間の1時間値の最高値	pm	0.090	0.139	0.127	0.105	0.060	0.080	0.060	0.041	0.039	0.034	0.045	0.060 0.139
昼間の日平均値の最高値	pm	0.048	0.067	0.074	0.045	0.036	0.035	0.033	0.032	0.029	0.032	0.035	0.031 0.074
昼間の日最高1時間値の 月平均	pm	0.051	0.059	0.062	0.046	0.032	0.033	0.034	0.031	0.026	0.027	0.032	0.038 0.040

3-(11) [ばい煙発生施設の届出状況

令別表 第1の 項番号	施 設 名	前年度 末現在 の届出 施設数 (A)	61 年 度 中 の 届 出 数				61年 度末 現在の 届出 施設数	変 更 (法8条関係)		
			設置届 (B)	使用届 (C)	使 用 廃止届 (D)	年 度 中 の 増減(E) (B)+(C)-(D)		構 造	使 用 法	処 理 法
1	ボイラー	-	196 (137)	14 (11)	9 (8)	5 (3)	201 (140)			
5	溶 解 炉	2 (0)					2 (0)			
6	金属加熱炉	9 (0)					9 (0)			
7	焼成炉	13 (0)	1 (0)			1 (0)	14 (0)			
8	溶融炉	10 (0)					10 (0)			1 (0)
9の2	焼成炉	2 (0)					2 (0)			
10	直火炉	3 (0)					3 (0)			
11	乾燥炉	12 (2)					12 (2)			
11の2	乾燥炉	6 (0)					6 (0)			
13	廢棄物焼却炉	12 (9)	2 (2)			2 (2)	14 (11)			
28	フェノール樹脂用 反応、乾燥施設	3 (0)			3 (0)	-3 (0)	0 (0)			
29	混合施設	14 (0)			6 (0)	-6 (0)	8 (0)			
施 設 合 計		282 (148)	17 (13)	0 (0)	18 (8)	-1 (5)	281 (153)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
届出工場・事業場数		134 (104)	12 (8)	0 (0)	8 (5)	140 (108)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	

(注) ()内の数値は事業場に係る件数を示す。

3-(12) 粉じん発生施設の届出状況

令別表 第2項 番号	施設名	前年度末 現在の届出 設施数 (A)	61年度中の届出数			61年度 在出 現届 設施 数
			設置届 (B)	使用届 (C)	使用停止届 (D)	
1	コーケス炉	0				0
2	堆積場	9			1	-1
3	コンベア	69			5	-5
4	破碎機・摩碎機	18			4	-4
5	ふるい	15			2	-2
施設合計		111	0	0	12	-12
届出工場		7	0	0	1	-
(注) 全て工場						7

3-(13) 県・市における車種別保有台数

車種 年度	総数			乗用車			貨物車			軽自動車			小型2輪車			その他(特殊車等)		
	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市	県	市
3.5	21,582	3,882	1,703	399	7,945	1,449	10,511	1,629	394	92	1,029	313						
4.0	68,546	12,391	12,841	3,225	21,600	3,956	31,047	4,596	239	83	2,463	531						
4.3	125,070	22,992	35,110	7,154	36,332	6,170	49,759	8,750	368	138	3,501	780						
4.6	202,441	32,358	80,049	12,306	44,296	6,650	71,772	12,185	1,486	244	4,838	973						
4.9	272,584	43,951	133,898	21,817	54,886	8,847	75,140	11,723	2,348	454	6,302	1,110						
5.2	306,084	52,443	163,274	29,601	59,891	10,374	73,683	10,832	2,185	395	7,051	1,241						
5.5	375,210	61,378	208,118	36,062	66,032	11,993	90,935	11,437	2,316	521	7,809	1,365						
5.7	439,834	71,860	244,681	43,735	65,646	11,751	118,614	14,332	4,260	838	6,633	1,204						
5.9	484,467	79,970	263,649	48,655	65,163	11,652	142,691	17,220	5,988	1,214	6,976	1,229						

3-(14) 主要幹線道路交通量の推移

測定地 点番号	道路種類 線名	測定地点名	区間 延長 (Km)	自動車交通量(台/12時間)			
				昭和43年度	昭和46年度	昭和49年度	昭和52年度
107 1 号 線	竜が丘	7.3	21,164	24,998	23,447	22,790	21,203
108 "	大谷町	3.2	26,394	26,679	27,323	27,886	28,671
126 161 号 線	本堅田町	7.5	9,219	12,847	13,673	15,270	16,067
127 "	茶が崎	7.1	19,313	21,807	22,684	27,133	27,133
128 "	逢坂一丁目	1.5	12,354	13,625	16,185	14,886	14,886
153 367 号 線	葛川坊村町	26.2	—	—	—	901	826
311 422 号 線	石山寺三丁目	4.8	4,193	6,255	7,711	8,734	10,340
312 "	石山南郷町	3.2	2,862	4,459	5,494	4,869	6,103
313 "	大石東町	12.6	226	296	369	552	631
(主要地方道)							
322 大津停車場	寺町	0.8	4,973	6,101	4,730	4,263	4,636
334 豊根近江八幡津	南大瀬町	1.5	3,186	3,710	3,157	5,312	4,995
336 輪東大津	今堅田町	6.4	—	—	4,981	5,668	7,109
353 真野途中	真野雪門町	7.4	1,261	2,048	3,128	3,080	4,487
354 "	伊香立途中町	1.2	423	910	1,446	1,805	2,641
356 大津信楽	瀬田橋本町	1.6	5,647	3,452	3,823	7,115	8,757
357 "	上田上堂町	4.9	1,149	1,875	2,368	2,440	3,250
359 "	上田上大鳥居町	6.2	831	1,250	1,297	2,288	3,381
360 下鴨大津	比叡平三丁目	7.2	1,767	3,963	4,022	4,226	6,193
361 "	錦織三丁目	1.0	1,779	2,881	4,672	7,183	7,933
364 大津草津	馬場一丁目	3.3	—	—	—	28,523	31,495
601 大津湖岸	晴嵐一丁目	2.5	—	—	21,704	16,052	16,695
603 大津停車場本宮	松本一丁目	0.3	10,983	4,586	2,562	18,203	16,099
604 石山停車場	堀建町	0.9	3,099	4,498	5,110	5,733	4,704
605 醍醐大津	国分町	3.7	2,763	1,038	3,379	4,537	4,569
608 菖蒲池生草津	山上森町	5.6	382	644	963	1,284	1,807
611 大石東瀬田	瀬田神領町	6.6	2,529	3,541	3,797	3,646	4,171
773 仰木本堅田	堅田衣川町	3.2	1,721	2,233	2,596	2,612	3,389
名神高速道路	大津堅東間	12.1	20,135	4,0,24	51,237	51,290	59,153

(注) 名神高速道路は1日平均

3-(15) 自動車排出ガス規制の推移

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
昭和 47 年 度 お け る 規 制 以 前	(1) ガソリン・LPG車の一酸化炭素規制 (4モード濃度規制) [LPG車 1.5 %] 〔ガソリン車 2.5 %〕 (2) ガソリン・LPG車のプローバイガス、 蒸発ガス規制 [Ogノテスト] (3) 軽油車のジーゼル黒煙規制〔ろ紙の汚染 度 50 %〕	ガソリン・LPG車(軽自動車を除く。) の一酸化炭素規制 〔アイドリング時の一酸化炭素 4.5 %〕 〔ただし、昭和47年9月までは 5.5 %〕
昭和 47 年 12 月 告 示	ガソリン・LPG車の一酸化炭素、炭化水素、 窒素酸化物規制 ① 軽量車(10モード重量規制) ② 重量車(6モード濃度規制) 〔低減率(ガソリン乗用車の場合) 一酸化炭素 10.2 % 炭化水素 21.4 % 窒素酸化物 29.0 %〕	軽自動車の一酸化炭素規制 〔アイドリング時の一酸化炭素 4.5 %〕
昭和 48 年 度 規 制	昭和 48 年 1 月 告 示	ガソリン・LPG車に対する減少装置の取 付け等の規制 〔低減率 ① 点火時期調整 炭化水素 6 % 窒素酸化物 18 % ② 点火時期制御装置 炭化水素 10 % 窒素酸化物 23 %〕
昭和 49 年 度 規 制	昭和 49 年 5 月 告 示	(1) ガソリン・LPG車(乗用車のみ)の 炭化水素規制 〔アイドリング時 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,300 ppm〕 (2) 軽油車のジーゼル黒煙規制 〔無負荷急加速時 ロ紙の汚染度 50 %〕

区分	種別	新車	使用過程車
昭和50年度規制	昭和49年1月告示	ガソリン・LPG車(軽量車)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 〔低減率(ガソリン乗用車の場合)〕 一酸化炭素 89.8% 炭化水素 93.3% 窒素酸化物 60.9%	
昭和51年度規制	昭和50年2月告示	ガソリン・LPG車(軽量車)の窒素酸化物規制強化 ① 等価慣性重量1トン以下 〔低減率(ガソリン乗用車の場合) 80.5%〕 ② 等価慣性重量1トン超過 〔低減率(ガソリン乗用車の場合) 72.3%〕 2サイクル車の炭化水素規制強化 〔低減率 76.2%〕	ガソリン・LPG車(トラック等)の炭化水素規制 〔アイドリング時〕 4サイクル 1,200 ppm 2サイクル 7,800 ppm 特殊エンジン 3,300 ppm
昭和52年度規制	昭和51年12月告示	2サイクル車の炭化水素規制強化 〔低減率 98.7%〕 ガソリン・LPG車(重量車)の窒素酸化物規制強化 〔低減率 41.0%〕 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率〕 直噴式 32.5% 副室式 32.4%	
昭和53年度規制	示	ガソリン・LPG車(乗用車)の窒素酸化物規制強化 〔低減率(ガソリン乗用車の場合) 91.9%〕	
昭和54年度規制	昭和53年1月告示	ガソリン・LPG車の窒素酸化物規制強化 〔低減率〕 軽量車 67.4% 中量車 60.9% 重量車 58.1% 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率〕 直噴式 43.9% 副室式 39.6%	

種別区分		新車	使用過程車												
昭和年 度規制	年 月告示														
昭和56年度規制	昭和54年8月告示	<p>ガソリン・LPG車(軽量車・中量車)の窒素酸化物規制強化</p> <table border="0"> <tr> <td>低減率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　軽量車</td> <td>80.5 %</td> </tr> <tr> <td>　　中量車</td> <td>70.7 %</td> </tr> </table>	低減率		軽量車	80.5 %	中量車	70.7 %							
低減率															
軽量車	80.5 %														
中量車	70.7 %														
昭和57年度規制	昭和55年9月告示	<p>ガソリン・LPG車(重量車・軽貨物)の窒素酸化物規制強化</p> <table border="0"> <tr> <td>低減率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　重量車</td> <td>71.4 %</td> </tr> <tr> <td>　　軽貨物</td> <td>70.7 %</td> </tr> </table> <p>軽油車(副室式)の窒素酸化物規制強化</p> <p>[低減率 48.4 %]</p>	低減率		重量車	71.4 %	軽貨物	70.7 %							
低減率															
重量車	71.4 %														
軽貨物	70.7 %														
昭和58年度規制	昭和56年8月告示	<p>軽油車(直噴式)の窒素酸化物規制強化</p> <p>[低減率 51.2 %]</p>													
昭和61年度規制	昭和59年10月告示	<p>手動変速機付軽油車(乗用)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化</p> <table border="0"> <tr> <td>低減率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　一酸化炭素</td> <td>33 %</td> </tr> <tr> <td>　　炭化水素</td> <td>56 %</td> </tr> <tr> <td>　　窒素酸化物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　車両総重量 1,265 Kg超</td> <td>63 %</td> </tr> <tr> <td>　　" 1,265 Kg以下</td> <td>71 %</td> </tr> </table>	低減率		一酸化炭素	33 %	炭化水素	56 %	窒素酸化物		車両総重量 1,265 Kg超	63 %	" 1,265 Kg以下	71 %	
低減率															
一酸化炭素	33 %														
炭化水素	56 %														
窒素酸化物															
車両総重量 1,265 Kg超	63 %														
" 1,265 Kg以下	71 %														
昭和62年度規制	昭和60年9月告示	<p>自動変速機付軽油車(乗用)の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化</p> <table border="0"> <tr> <td>低減率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　61年規制と同じ</td> <td></td> </tr> </table>	低減率		61年規制と同じ										
低減率															
61年規制と同じ															

資料4 悪臭関係

悪臭苦情の発生源別内訳

(件数)

業種 年 度	58	59	60
畜産農業	2	1	1
飼料・肥料製造工場	0	0	0
食品製造工場	2	4	2
化学工業	0	3	1
その他の製造工場	2	2	2
サービス業・その他	4	4	3
移動発生源	0	0	0
建設作業現場	1	0	0
下水・用水	3	1	0
ゴミ集積所	0	0	0
個人住宅・アパート・寮	2	5	4
不明	3	1	0
計	19	21	13

資料5 公害防止協定書

大津市（以下「甲」という。）と ○○○○会社（以下「乙」という。）とは、大津市の生活環境の保全と増進に関する条例（昭和49年大津市条例第1号）第72条の規定に基づき、公害防止に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がそれぞれの立場と責任において積極的に協力し、最善の努力を払うことによって地域住民の健康と快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（公害防止対策）

第2条 公害の発生を防止するための具体的対策は、別紙の公害防止対策書（以下「対策書」という。）によるものとし、乙は、これを遵守するものとする。

（管理体制の確立）

第3条 乙は、従業員に対し、公害防止に関する教育を徹底するとともに、作業の方法及び施設の維持等を適正に管理しうる体制を確立するものとする。

（助言及び指導）

第4条 甲は、乙から要請があったときは、公害防止に関し必要な助言と指導を行うものとする。

（事前協議）

第5条 乙は、生産施設又は製造工程等に著しく変更を行う場合は、あらかじめこれに伴う公害防止対策について甲と協議するものとする。

（事故時の措置）

第6条 乙は、公害防止施設の故障、破損、その他の事故により、公害を発生させ又は発生させるおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めるものとする。

2. 乙は、前項の事故により公害を発生させたときは、直ちにその事故の状況及び被害の防止策等を甲に報告するとともに、当該事故の発生の日から30日以内に事故の拡大又は再発防止のために必要な措置に関する計画を甲に提出するものとする。

（改善措置等の要請）

第7条 甲は、乙が対策書に定める基準を超えた場合は、乙に対し、当該施設の構造若しくは使用の方法又は当該物質等の処理の方法等、必要な改善措置等をとることを要請することができるものとする。

（被害発生時の措置）

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、周辺住民並びにその生活環境に被害を及ぼしたときは、乙は、その故意過失の有無にかかわらず被害者に対し誠意をもってその解決に当たるものとする。この場

合において、乙の努力にもかかわらず当事者間で紛争が生じたときは、甲は、迅速かつ適正な解決を図るよう努めるものとする。

(報告及び調査)

第9条 甲は、この協定の実施に必要な限度において、乙に対し、必要な事項の報告を求め、又は公害防止担当職員に乙の事業場等に立ち入り、帳簿書類、施設、その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができるものとする。

2. 乙は、前項の規定による甲の調査若しくは資料の提出の要請について積極的に協力するものとする。
3. 甲は、第1項により知り得た資料を公害防止の目的以外に利用しないとともに、特に乙の機密事項については、他にもらさないものとする。

(公表)

第10条 甲は、この協定に定める事項を市民に公表することができるものとする。

2. 甲は、乙が対策書に定める事項を誠実に履行せず、かつ、その状態が継続することにより著しく公害を発生させていると認める場合は、必要に応じその旨を明らかにできるものとする、

(その他)

第11条 この協定の内容について疑義及び定めのない事項が生じた場合又はこの協定の内容を変更しようとする場合は、甲、乙いずれかの申し出により当該事項について協議して定め、又は変更することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

資料6 市長の付属機関

6-(1) 大津市環境審議会委員名簿

区分	自然・文化環境部会		
	氏名	役職名	住所
学識経験者	森下正明	京都大学名誉教授	京都市左京区田中飛鳥井町101
	村田昇	滋賀大学教育学部教授	大津市仰木町3196
	小林圭介	滋賀県立短期大学教授	彦根市平田町243-16
	西川幸治	京都大学工学部教授	京都市左京区北白川伊織町28
	森谷赳久	京都歴史資料館長	京都市上京区寺町通丸太町上松陰
市民のうち 識見を有する者	辻井悦子	市PTA連合会事務局次長	大津市中庄二丁目3-14
	近持義三郎	滋賀大津地区農協連絡協議会長	大津市瀬田一丁目17-25
	森寺保	市社会教育委員会議会長	大津市中央三丁目5-32
	長尾吉之助	大津林業事務所管内林業協会理事	大津市葛川梅ノ木町94
	川越進	市文化連盟会長	大津市浜町5-15
	中野璋代	市地域婦人団体連合会事務局長	大津市上田上芝原町385
	小坂修三	市自然保護指導員連絡会会长	大津市大江四丁目11-9
	清水耕二	大津青年会議所理事長	大津市打出浜1-3
市議会議員	入口圭介		大津市本堅田三丁目12-14
	谷茂夫		大津市真野普門町344-1
	谷山成樹		大津市石場1-19
	中山忠		大津市中庄一丁目14-24
	前阪良憲		大津市坂本本町3210
関係行政機関職員	國松善次	県文化部長	大津市京町四丁目1-1
	青木隆	大津営林署長	大津市園城寺町246

(61. 11. 17 現在) (敬称略 順不同)

生 活 環 境 部 会		
氏 名	役 職 名	住 所
岩 井 重 久	京 都 大 学 名 誉 教 授	京都市左京区鹿ヶ谷上宮町 30
松 島 謙 吉	大 阪 大 学 法 学 部 教 授	豊中市本町六丁目 10 - 15
堀 太 郎	滋 賀 大 学 名 誉 教 授	大津市月輪三丁目 1 - 12
高 木 興 一	京 都 大 学 工 学 部 助 教 授	高槻市東上牧二丁目 34 - 1
西 田 耕 之 助	京 都 大 学 工 学 部 助 教 授	栗太郡栗東町字縄 323
国 松 孝 男	滋 賀 県 立 短 期 大 学 助 教 授	栗太郡栗東町大字靈仙寺北原 24 - 25
村 松 繁 樹	大 阪 市 立 大 学 名 誉 教 授	大津市本丸町 5 - 53
片 倉 健 雄	近 畿 大 学 理 工 学 部 助 教 授	神戸市東灘区御影山手 6 - 4 - 23
岡 本 喜 久 雄	市 自 治 連 合 会 副 会 長	大津市真野町 1486
米 倉 義 雄	市 藥 劑 師 会 顧 問	大津市中央二丁目 4 - 12
中 野 博	大 津 商 工 会 議 所 専 務 理 事	大津市打出浜 1 - 3
山 口 久 夫	大 津 地 区 労 働 者 福 祉 対 策 協 議 会	大津市園山一丁目 1 - 1
井 上 幸 一	大 津 市 漁 協 連 絡 協 議 会 長	大津市唐橋町 16 - 4
村 長 潔	元 姫 路 工 業 大 学 教 授	大津市本堅田一丁目 21 - 4
一 宮 亮 一		大津市大江二丁目 14 - 9
岩 内 次 郎		大津市本宮二丁目 8 - 66
田 中 亥 一		大津市田上里町 14
村 木 弘 富		大津市栗津町 6 - 12
森 茂 樹		大津市膳所一丁目 18 - 14
古 川 研 二	県 生 活 環 境 部 長	大津市京町四丁目 1 - 1

6-(2) 大津市公害監視委員会委員名簿

(61.6.28)

	氏 名	住 所	職 業	選 出 区 分					電 話
				学 験	労 動 团 体	企 業 团 体	一 般 团 体	一 般	
1	猪 飼 一 男	大津市苗鹿2丁目3-17	団体役員				○		78-0321
2	一 井 俊 男	膳所2丁目3-3	自 営				○		23-0792
3	市 川 武	鳥居川町13-18	医 師	○					34-1109
4	井 上 誠	螢谷1-44	自 営				○		37-3322
5	大 村 敬 次	浜大津3丁目4-12	薬 剤 師	○					22-2947
6	岡 本 嘉 久 雄	真野町1486	自 営				○		73-1347
7	奥 村 嘉 昭	大萱2丁目19-22	会 社 員				○		45-2295
8	加 藤 稔	桜野町2丁目8-7	会社役員				○		22-6560
9	河 田 夏 實	あかね町6-9	主 婦				○		26-3382
10	北 井 三 規 一	大萱1丁目16-6-303	歯 科 医	○					45-6394
11	北 川 純 子	仰木町4079-1	主 婦					○	72-1503
12	木 下 崇	梅林1丁目2-2	自 営					○	24-4036
13	権 藤 栄 治	富士見台18-4	会 社 員					○	37-0873
14	田 中 嘉 一	際川2丁目12-5	無 職				○		22-4962
15	高 田 明 夫	滋賀里1丁目5-18	会 社 員					○	22-2410
16	高 橋 弘	木の岡町18-18	無 職					○	78-1392
17	竹 内 照 夫	馬場1丁目8-19	会社役員					○	22-3104
18	武 川 裕 子	伊香立下在地町1001	主 婦				○		98-2626
19	戸 田 岸 敏 则	松原町13-35	自 営				○		37-5831

	氏名	住所	職業	選出区分					電話
				学駆	労働団体	企業団体	一般団体	一般	
20	東野重信	大津市朝日が丘2丁目7-33	団体職員					○	22-5718
21	申川光雄	光が丘町2-21	無職				○		37-3392
22	長田利喜代	田上稻津町168	漁業				○		46-0146
23	古市龍男	上田上牧町3	農業					○	49-0569
24	堀井幸男	中央3丁目4-15	会社役員					○	22-2047
25	松岡洋司	御殿浜6-29	自営				○		37-2178
26	三浦達子	唐橋町20-19	主婦					○	37-0323
27	村田潔	における浜2丁目2-5-609	公務員					○	24-8408
28	八木淳夫	際川2丁目1-18	団体職員			○			26-3601
29	山口竹治郎	中央4丁目5-3	自営			○			24-3241
30	山元明	晴嵐1丁目16-1	会社員	○					34-0762
31	山本逸子	野郷原2丁目30-7	主婦				○		45-1093
32	世一茂子	野郷原2丁目19-19	主婦					○	45-1109
33	渡辺和子	千町1丁目13-6	主婦				○		34-2682

正誤表

頁	位 置	誤	正
目次の 5項目	上から 2行目	市民の付属機関	市長の付属機関
4	体系図の下から 2行目	阪神地域	阪神地域
6	下から 5行目	昨年7月	一昨年7月
9	主要事項の欄 下から 13行目	市内大手 <u>1</u> 社	市内大手 <u>10</u> 社
11	主要事項の欄 下から 5行目	佳境週間	環境週間
12	主要事項の欄 上から 20行目	もでる市	モデル市
13	行政機構の欄 上から 8～10行目	公告監視委員会………	削除
17	生活環境の保全に関する環境基準の表 基準値(大腸菌群数)	60 MPN／100 ml以下	50 MPN／100 ml以下
24	上から 3行目	資料2-(2)	資料2-(1)
45	浮遊粉じん経年変化のグラフ	61年度の晴嵐局のデータ 0.03.9	(0.03.9)
46	浮遊粉じんの経年変化のグラフ	61年度の晴嵐支所(ローボリ) のデータ 25.5	28.0
62	特定建設作業実施届出状況の表 作業の種類の欄 上から 2行目	インバクトレンチ	インパクトレンチ
63	下から 2行目	存来線	在来線
65	下から 3行目	排気騒音及び	排気騒音及び
71	西大津バイパスの騒音・振動の調査結果 時間の区分(夜間)の欄 上から 9行目	5.9	4.9
71	西大津バイパスの騒音・振動の調査結果 時間の区分(夜間)の欄 上から 10行目	3.4	※ 3.4
85	上から 13行目	国(環境庁において	国(環境庁)において
92	上から 2行目	障害保険	傷害保険
93	上から 14行目	云う	言う
94	公告監視委員会の構成図 上から 5行目	環境パンフ	環境パンフ